



第2次四日市市保健医療推進プラン  
2018年度～2022年度

平成30(2018)年3月

四日市市





# 目 次

## 第1章 総 論

1. プランの策定にあたって
  - (1) プラン策定の背景…………… 3
  - (2) プランの位置づけと役割…………… 4
  - (3) プランの計画期間…………… 4
2. 第1次計画の成果と課題…………… 5
3. プランの基本的な考え方
  - (1) 基本理念…………… 10
  - (2) 基本方針…………… 10
  - (3) 施策の体系…………… 11

## 第2章 各 論

- (1) あらゆる世代が元気に暮らせる健康づくり
    - 1) 子どもの健やかな成長…………… 15
    - 2) よりよい生活習慣の定着…………… 20
    - 3) こころの健康づくり…………… 23
    - 4) 心身をはぐくむ食生活の推進…………… 28
  - (2) 安心して暮らせる地域医療の体制づくり
    - 1) 在宅医療・介護連携の推進…………… 31
    - 2) 医療の安全・救急医療・災害時医療…………… 34
  - (3) 安全に過ごせる生活環境づくり
    - 1) 感染症対策の推進…………… 37
    - 2) 食の安全対策の推進…………… 40
    - 3) 生活衛生対策・動物愛護・薬物対策の推進…………… 43
- 食育の体系図…………… 46
- 歯科保健の体系図…………… 47

## 第3章 プランの推進にあたって

1. プランの推進…………… 51
2. プランの進行管理…………… 51

## 巻末資料

- 用語解説…………… 55
- 付属統計資料…………… 61



# 第1章

---

# 総論



# 1. プランの策定にあたって

---

## (1) プラン策定の背景

本格的な人口減少社会の到来、高齢化のより一層の進行により、保健・医療分野においても健康寿命をいかに延伸するか、医療費の増大や医療・介護の人材不足にいかに対処するかといった課題が顕在化してきています。このような状況の中、国では団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで住み続けることが出来るよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められています。

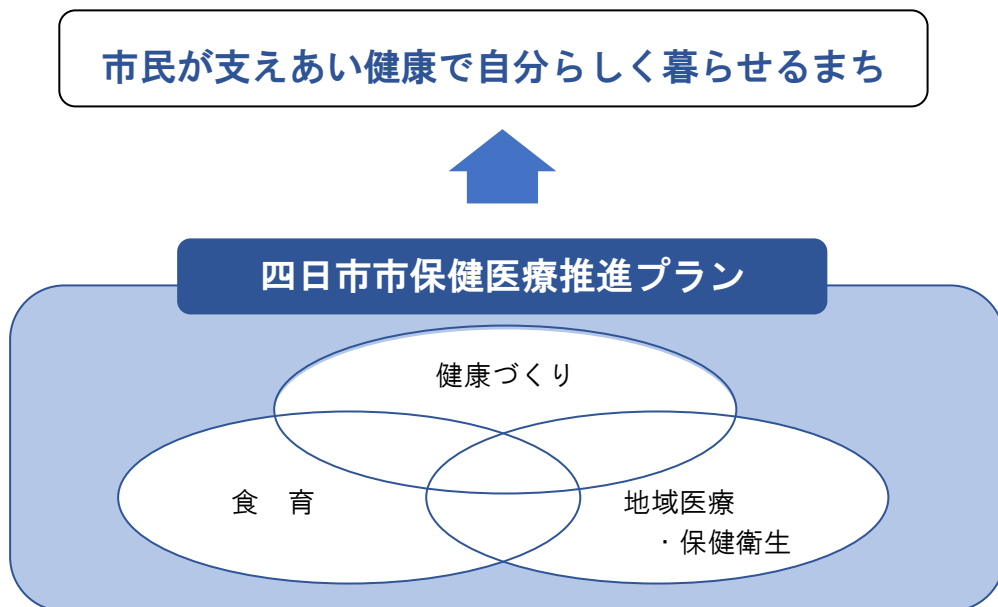
本市では、平成25年3月に「四日市市保健医療推進プラン(平成25年度～平成29年度)」を策定し、「あらゆる世代が元気に暮らせる健康づくり」をはじめ、地域医療、精神保健、感染症、食の安全、生活衛生、動物愛護など保健所政令市としての公衆衛生分野の施策の推進に努めてきました。この間にも、全国各地で頻発する自然災害への対応などとともに、感染症への対応、がん対策や自殺予防対策の推進に加え、地域包括ケアシステムの構築など、様々な課題への対応が常に求められるようになっていきます。

こうした中、「四日市市保健医療推進プラン」が計画期間を満了するのに伴い、引き続き、四日市市総合計画(平成23～32年度)を上位計画とし、基本目標の1つである『市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち』の実現を目指す中で、保健医療の新たな課題に対応すべく計画内容を見直し、「第2次四日市市保健医療推進プラン(2018年度～2022年度)」として策定するものです。

## (2) プランの位置づけと役割

このプランは、「健康増進法」第8条第2項に基づく健康増進計画、及び「食育基本法」第18条第1項に基づく食育推進計画に位置づけられるものであり、四日市市総合計画の基本目標の1つである『市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち』に向け、ライフステージを通じた健康づくりに加え、食育（食生活）、地域医療、健康危機管理等を含めた保健衛生事業を1つの方向性のもとで総合的に推進することによって、市民一人ひとりの「健康」の実現を目指す計画です。

更に、本計画より、自殺対策基本法第13条及び自殺総合対策大綱に基づき、生きるための包括的支援を推進する施策を追加しました。



このプランに位置づけた施策については、その内容を周知することによって、市民一人ひとりの主体的な健康づくりの取り組みを促すとともに、関係機関などとの協働のもとで実現を目指すものです。

## (3) プランの計画期間

このプランは、2018年度から2022年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画の期間内であっても、他の計画との整合性や保健医療を取り巻く状況の変化などにより、必要に応じて適宜見直すこととします。



## 2. 第1次計画の成果と課題

第2次保健医療推進プランの策定にあたっては、第1次計画（平成25年度～29年度）の各施策の推進による成果と課題を以下の通り整理し、その検証のもとで施策の見直しを図ります。

### （1）あらゆる世代が元気に暮らせる健康づくり

#### 1) 子どもの健やかな成長

産前・産後サポート事業を推進してきたことで、健康面や養育環境、発達上の課題等を早期に発見し、早い段階で必要な支援につなぐことができるようになりました。また、保護者同士が交流し、不安や悩みを共有できる場を提供することで、子育ての孤立の解消と育児不安の軽減にも努めることができました。今後は、産前・産後を通じた相談・指導体制の一層の拡充を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、地域等の連携による見守り体制の充実が必要です。また、子どもの歯の健康づくりや望ましい食習慣の定着を図るため、保護者の意識啓発に努める必要があります。

#### 成果指標の状況

成果指標名	目標値	実績値				
	平成29年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
子育てに自信が持てない保護者の割合(4か月児)	12.0%	23.5%	26.3%	24.8%	26.4%	8.7%

※平成28年度に、4か月児健康検査における国の調査問診項目（健やか親子21・第2次）に大幅な改正があり、「育児に自信の持てないことがありますか」という項目が、平成28年度については、「育児する中で迷ったり、悩んだりすることはありますか」に変更となったため、数値が大きく変動した。

#### 2) よりよい生活習慣の定着

各種健康教室の開催や健康情報の発信等を通じて、望ましい食習慣や運動習慣の普及に努めるとともに、がん予防に関する正しい知識の普及とがん検診の受診勧奨の強化に努めてきました。また、歯と口腔の健康について働く世代や高齢者に向けて意識啓発を図りました。生涯を健康で過ごすためには、生活習慣病の発症予防や身体機能維持のため、早い段階から健康づくりに取り組むことが大切であり、若い世代の意識啓発が必要となっています。また、身近な地域や職場で自主的な健康づくりの輪が広がっていくような仕掛けづくりを進めることも必要です。

#### 成果指標の状況

成果指標名	目標値	実績値				
	平成29年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	22.4%	28.6%	28.7%	29.1%	29.3%	30.4%

### 3) こころの健康づくり

市民一人ひとりのこころの健康づくりを促進するとともに、こころの病や精神障害に対する正しい知識の普及・啓発に努めてきました。また、気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、教育、医療、保健、福祉の連携を図ることで、こころの病や精神障害の早期発見・早期支援に努めました。今後も、こころの病や精神障害に対する誤解や偏見の解消に努めるとともに、相談・支援体制の更なる拡充が必要です。また、自殺対策については、メンタルパートナー研修による身近な支援者の育成や、こころの相談窓口の普及啓発等に努めてきました。今後は、自殺対策基本法の改正や自殺総合対策大綱の制定を受け、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、関係機関が連携して、包括的な支援ができるよう取り組む必要があります。

#### 成果指標の状況

成果指標名	目標値	実績値				
	平成29年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
こころの相談件数(年間延件数)	1,770件	1,893件	2,072件	1,984件	2,243件	2,249件

※平成29年度目標値については、平成23年度の実績値1,610件からの増加を見込んで設定したものの、相談ニーズの増加やその後の啓発等により、平成24年度にはすでに目標値を上回る実績値となっている。

### 4) 心身をはぐくむ食生活の推進

家庭における地産物の利用促進を図るとともに、学校や地域での食育活動を通して、子どもたちの食や農業への関心を高め、感謝の気持ちをはぐくみました。また、学校給食に行事食や郷土料理を積極的に取り入れるとともに、健康ボランティア等と連携し、和食の良さを取り入れた栄養バランスの良い献立と調理法の周知を図るなど、伝統的な食文化の継承に努めてきました。今後も、これまでの取り組みを継続しつつ、国の第3次食育推進基本計画で「若い世代を中心とした食育の推進」が重点課題の1つに掲げられたことから、引き続き若い世代に向けた食育の推進に力を入れていく必要があります。

#### 成果指標の状況

成果指標名	目標値	実績値				
	平成29年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校給食における地産地消の割合 (食材数ベース)	50.0%	37.8%	42.2%	44.4%	42.2%	51.1%

## (2) 安心に暮らせる地域医療の体制づくり

### 1) 在宅医療の推進

市民が希望する場所で療養や看取りができるよう、訪問看護ステーションへの支援を行うとともに、ICTを活用した情報共有システムの運用を開始するなど、関係機関の協力のもと体制整備に努めました。また、市民企画による講演会への補助や市民向けの在宅医療ガイドブックの作成などを通して、在宅医療の普及・啓発に努めました。今後は、これまでの取り組みを継続しつつ、在宅医療・介護関係者の更なる連携強化のための支援を充実し、在宅医療体制の一層の拡充に努める必要があります。

#### 成果指標の状況

成果指標名	目標値	実績値				
	平成29年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
在宅で最期を迎えられた人の割合	18.5%	15.7%	18.5%	18.1%	17.8%	18.1%

### 2) 医療の安全・救急医療・災害時医療

病院や診療所に対する立入検査を実施し、指導助言を行いました。また、一次（初期）救急医療体制の充実強化に努めるとともに、二次輪番制病院群への補助など、二次救急医療体制の整備に向けた取り組みを進めました。災害時の医療体制については、四日市医師会、歯科医師会、薬剤師会と災害協定を結び、平常時より顔の見える関係を築くことで、連携できる体制づくりを進めました。今後も関係機関との連携強化を図りつつ、医療の安全のための体制整備を進める必要があります。

#### 成果指標の状況

成果指標名	目標値	実績値				
	平成29年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
病院における医療安全分野の管理方針・体制に係る適合率	100.0%	97.0%	97.1%	98.5%	99.0%	99.0%

### (3) 安全に過ごせる生活環境づくり

#### 1) 感染症対策の推進

市民や施設職員等に対する出前講座や衛生教育等を通じて、感染症に対する正しい知識の普及・啓発に努めてきました。今後も感染症予防のための啓発活動を継続するとともに、流行予測のできる感染症について発生動向情報の提供による注意喚起に努める必要があります。また、感染症の発生時には、医療機関と連携し、確定診断を確実に実施するとともに、治療完遂に向けた患者支援と感染症のまん延防止に努める必要があります。

#### 成果指標の状況

成果指標名	目標値	実績値				
	平成 29 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
感染症に関する健康教育参加者数 (年間延人数)	1,200 人	1,226 人	2,262 人	2,369 人	2,630 人	1,644 人

※平成 29 年度目標値については、平成 23 年度の実績値 1,092 人からの増加を見込んで設定したものです。予防意識の高まりやその後の取り組み等により、平成 24 年度にはすでに目標値を上回る実績値となっています。

#### 2) 食の安全対策の推進

食品等事業者の自主衛生管理の促進や市民への食品衛生知識の普及を図るため、講習会や説明会を実施するとともに、広報等を通じて啓発活動を進めました。また、四日市市食品衛生監視指導計画に基づき、監視指導や収去検査を実施するとともに、食中毒発生時には原因究明のため、迅速かつ正確な調査及び検査を実施し、被害の拡大防止に努めました。

食肉については、「と畜場法」に基づきと畜検査を実施し、安全な食肉の提供に努めました。

今後も食の安全・安心の確保を図るため、食品等事業者や市民に対する情報提供体制を整備し、監視指導の徹底や収去検査による違反・不良食品の排除に努めることが必要です。また、より安全で正確な検査を行うための施設等について整備を進める必要があります。更に、HACCP手法による衛生管理の導入支援及び導入後の監視検証等の取り組みも必要です。

#### 成果指標の状況

成果指標名	目標値	実績値				
	平成 29 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
食品検査における適合率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### 3) 薬物対策の推進

薬物対策については、薬物乱用防止に向けた意識啓発を進めるとともに、医薬品や毒物劇物の取扱いに関し、事業者への監視指導に努めており、今後も関係機関との連携のもと、取り組みを強化する必要があります。

#### 成果指標の状況

成果指標名	目標値	実績値				
	平成29年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
関係団体や市民と協働する薬物乱用防止講習会及び教室等の開催数	30件	19件	26件	29件	35件	42件

### 4) 生活衛生対策・動物愛護の推進

生活衛生対策については、理容所等の生活衛生施設に対し、監視指導や感染症予防のための啓発を行い、衛生管理の向上に努めました。今後も施設への監視指導の徹底に努めるとともに、県や関係機関と連携した監視指導も行っていく必要があります。

動物愛護の取り組みについては、犬の登録や狂犬病予防接種を促進するとともに、市民や動物取扱業者に対し、犬・猫等の適正な飼養や虐待の防止について指導・助言・啓発を行いました。今後も啓発活動とともに、犬・猫の殺処分数減少に向けた取り組みを進める必要があります。

#### 成果指標の状況

成果指標名	目標値	実績値				
	平成29年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市民や関係団体との協働による動物愛護啓発活動の開催回数	5回	1回	2回	4回	4回	4回

### 3. プランの基本的な考え方

#### (1) 基本理念

本市は保健所政令市として、市民の「健康づくり」、「食生活」、「地域医療」、「保健衛生」に関わる行政サービスを総括的に担っています。

「健康づくり」を推進していくためには、市民一人ひとりが自らの「食生活」を含めたところとからだの健康に高い意識を持っていただくことが重要です。そのために、身近な地域で健康づくりの活動が展開できるような環境を整えたり、健康に関する相談体制の充実化を図り、市民意識を高めることにより、一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康に暮らすことのできるまちの実現を目指します。

「地域医療」に関しては、介護との連携のもとで在宅での療養をサポートするべく地域包括ケアシステムの推進を図り、市民が安心できる医療環境を目指します。

「保健衛生」に関しては、感染症、生活や食を取り巻く衛生環境の維持向上を図り、市民の暮らしの安全・安心の確保を目指します。

こうしたことから、このプランでは、四日市市総合計画における基本目標の1つである

#### 『市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち』

を基本理念とし、健康づくりに関する総合的な取り組みを進めます。

#### (2) 基本方針

このプランは、市民一人ひとりが自分の「こころとからだ」の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことにより、「市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち」の実現を目指し、前期に引き続き、次の3つの基本方針を掲げてプランの推進を図ります。

##### ①あらゆる世代が元気に暮らせる健康づくり

～ライフステージに合った健康づくり～

##### ②安心して暮らせる地域医療の体制づくり

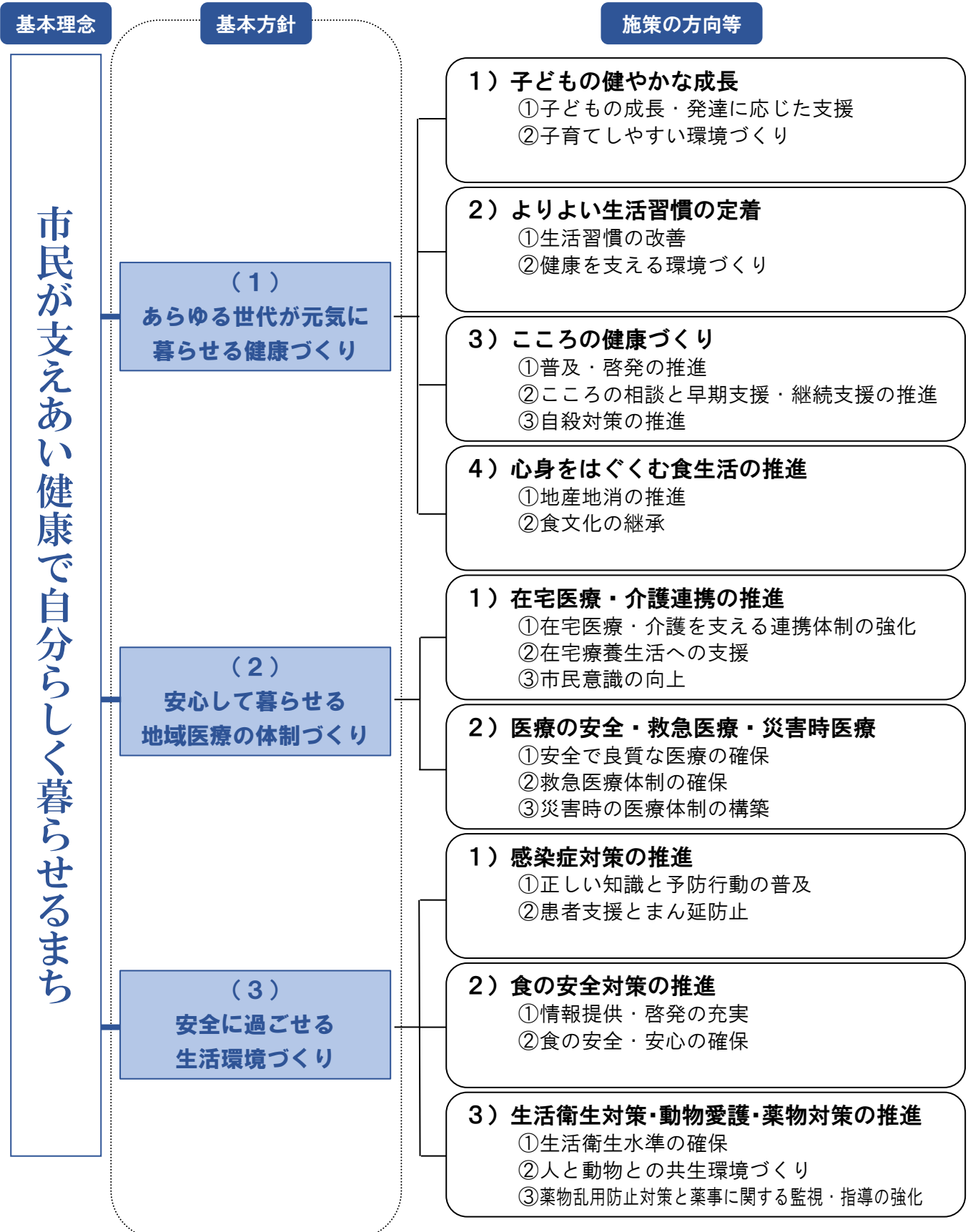
～地域完結型医療～

##### ③安全に過ごせる生活環境づくり

～実践と情報提供～

### (3) 施策の体系

3つの基本方針に向けて、次の体系に沿って取り組みを進めます。







## 第2章

---

# 各論

### 各論における具体的取り組みの「番号」について

本計画では、PDCAサイクル（51 ページ参照）による計画の推進・進行管理を行うため、各具体的取り組みに番号を付与しています。番号は施策体系に基づき、「基本方針（カッコ数字）」—「施策項目（片カッコ数字）」—「施策の方向（丸数字）」—「具体的取り組み」の順を表します。例えば、（1）— 1）— ① の1番目の取り組みを「1111」と表しています。

## (1) あらゆる世代が元気に暮らせる健康づくり

### 1) 子どもの健やかな成長

#### 【現状と課題】

##### 産前・産後のケアによる早期支援

少子化が進み、出生数は年々減少傾向にあるものの、長期にわたり継続した支援が必要なハイリスクの家庭は必ずしも減少していません。

ハイリスク家庭や育児不安のある人を早期に発見し、必要な支援につなげるために、本市では妊娠届出時からの妊婦の全数把握に努め、保健師や助産師などの専門職がすべての妊婦の状況を把握しながら産後まで継続した相談支援を行う産前・産後サポート事業を推進しています。また、乳幼児健康診査の健診精度の向上に努めつつ、様々な不安や発育・発達・健康状態の確認を行っています。平成 29 年度からは新たに、産後 2 週間と 1 か月の時期に産婦健康診査を実施するとともに、特に育児不安が強い人に対し、自宅で助産師のケアが受けられる産後ケア事業を開始したことで、健康面や養育環境、発達上の課題等を早期に発見し、早い段階で必要な支援につなぐことができるようになりました。

今後も引き続き、すべての妊産婦や乳幼児が健やかな生活を送ることができるよう、健康診査や相談支援の充実に努めるとともに、ハイリスク家庭は妊娠期からの早期支援が必要であるため、産科医療機関等との連携を強化していく必要があります。

##### 疾病予防には予防接種

乳幼児等がかかりやすい病気の中には、予防接種により感染を防ぐことのできる病気があります。病気への感染を減らし、地域での病気の流行を防ぐためにも、一人ひとりが適切な時期に予防接種をきちんと受けることが重要です。

本市では、乳児期に接種する予防接種についてはいずれも 97%以上の接種率を維持しています。また、任意接種であるおたふくかぜワクチンについても、一部助成であるにもかかわらず、1 歳児では 80%以上の接種率となっており、予防接種への理解が進み、関心が高まっていることがうかがえます。

今後も、予防接種の必要性について周知に努めるとともに、定期予防接種の種類が増え、接種時期や接種間隔が複雑化していることから、誤接種を防ぐため、保護者のみならず、医療機関への啓発に努める必要があります。

##### 子どもの時からむし歯予防

幼児歯科健康診査を実施し、歯や口腔に関する不安や悩み、むし歯予防についての歯科保健指導を実施しています。また、幼児と保護者を対象に、むし歯予防のための正しい歯みがき方法の啓発と正しい食生活の指導を行う「歯ハハの教室」や、妊娠中の歯の自己管理や子どもの歯の特性の啓発等を行う「デンタルマタニティスクール」を開催しています。こうした取り組みにより、3 歳児健康診査における「う歯（むし歯）のない児の割合」は、国や県の平均より高くなってい

ます（平成27年度全国：83.0%、三重県：81.5%、四日市市：85.0%）。

また、保育所、幼稚園、認定こども園（以下「園」という）において、歯みがき指導や、紙芝居等による歯と口腔に関する健康教育を実施しているほか、小・中学校では、全児童生徒対象に毎年実施している歯科健康診断結果をもとに、発達段階に応じた歯と口腔の保健指導を実施しています。

子どもの時から正しいむし歯予防の方法を実践していくことが、生涯の歯の健康及び全身の健康へとつながることから、今後も様々な機会を通じて、歯や口腔の健康に関する啓発・指導を行っていく必要があります。園、学校において歯みがき習慣の定着に向けた取り組みを進めることも必要です。

### 望ましい食習慣

望ましい食習慣の定着を図るため、市のホームページ等を活用して、妊娠期から子どもの月齢に合わせた食に関する情報を発信するとともに、乳幼児食教室や育児相談、電話相談事業を通じ、食習慣や生活リズムを含めた指導・相談を実施しています。子育て支援センターや地域の子育てサロン等に出向いての栄養指導も行っています。また、園、学校においては、子どもたちが生涯にわたって、自らの「食」を判断し、選択する実践力を身につけることができるよう、食育の推進に努めています。

近年、食を取り巻く社会環境が大きく変化し、食に関する価値観やライフスタイルの多様化等に伴い、偏った栄養摂取、不規則な食事等、子どもの「食」に様々な課題が見られます。このことから、望ましい食習慣の形成に向けて、保護者と連携した食育の推進が今後の課題となっています。

### 子どもを見守る環境づくり

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子どもを健やかにはぐくむための知識や経験が継承されにくくなっています。一方で、インターネット等により様々な育児情報を簡単に得ることができることで、かえって情報に惑わされ、育児に不安や悩みを抱く保護者は少なくない状況です。子育ての孤立化が進み、精神的に追い詰められた中で子どもに手を上げてしまう保護者も後を絶ちません。

そこで、本市では、保護者同士が交流し、不安や悩みを共有できる場として、生後6か月までの乳児を対象とした「パンダひろば」を開催しています。また、気軽に発育測定や育児相談に立寄ることができる育児相談室「すくすくルーム」を開設し、子育ての孤立の解消と育児不安の軽減に努めています。

「すくすくルーム」は、子育て世代包括支援センターの相談窓口としての役割も担っており、同センターの機能向上を図りつつ、相談・指導体制の一層の拡充を図る必要があります。また、地域や保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携による、社会全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりが必要です。

## 【施策の方向と主な取り組み】

### ①子どもの成長・発達に応じた支援

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
1111	健康診査の充実と相談支援体制の確立	「産婦健康診査」の開始に伴い、産科医療機関との連携強化を図ることで、ハイリスク家庭の早期発見と早期支援がよりスムーズに行えるような体制を構築します。 健康診査の結果、発達支援が必要な幼児に対して、保護者の不安軽減に努めながら、こども発達支援課や保育園、療育機関とのスムーズな連携を図るための体制の充実を図ります。	こども 保健福祉課
1112	予防接種情報の普及・啓発	定期予防接種の種類が増加及び接種方法の複雑化により、医療機関窓口での混乱は避けられないことから、常に、保護者に対するよりわかりやすい案内と医療機関に対する誤接種防止のための啓発に努めます。 また、子育てアプリ「よかプリコ」の予防接種スケジューラーの活用促進を図ります。	こども 保健福祉課
1113	妊娠期、乳幼児期からの歯の健康啓発	妊娠中の歯の自己管理、子どもの歯の特性についての知識を啓発するための「デンタルマタニティスクール」により、妊娠期からの歯の健康意識向上を図るとともに、出産後は、電話や窓口、育児相談事業等の機会を通じて乳幼児の歯の健康維持のための啓発、指導を続けます。 また、1歳6か月児健康診査において、歯科健診に基づく指導を実施することで、むし歯予防への関心を高め、2歳から4歳未満の幼児対象の「歯ハハの教室」への参加を促進します。	こども 保健福祉課
1114	園・学校における歯と口の保健指導の実施	園では、むし歯予防のためにパネルシアターなどで健康教育を実施するとともに、昼食後の歯みがきを4歳児及び5歳児において、園歯科医と連携し、幼稚園教諭や保育士・看護師の指導のもと、引き続き実施します。 小・中学校では、自分の歯や口の健康状態を理解し、それらの健康を保持増進する態度や習慣を身につけることができるよう、学校歯科医と連携し、養護教諭を中心に、発達段階に応じた歯と口の保健指導の充実を図ります。 更に、学校（園）歯科医の専門的知見を活用し、学校保健委員会の開催や保健だより・園だよりの発行等を通じて、家庭と連携を図りながら、歯と口の健康づくりを推進します。	学校教育課 保育幼稚園課

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
1115	妊娠期からの正しい食習慣の普及	子育てアプリ「よかプリコ」を活用し、妊娠中や乳幼児の食生活への関心が高まるようなタイムリーな情報発信にも努めます。 また、園・学校においては、子どもたちが自らの健康を管理することができるよう、教科と関連させた食の指導など、あらゆる機会を捉えた更なる取り組みを進めます。	こども 保健福祉課 保育幼稚園課 学校教育課
1116	保護者へ朝食の摂取や偏りなく食べることなどの啓発	園では給食で食べる食材を例にとり、個々の持つ栄養が自らの身体をつくり、健康を維持するために必要であることを伝えるとともにバランスよく食べることの大切さについて、理解を深められるよう働きかけを続けます。 また、家庭における食育の推進につながるよう園での取り組みや、市が進める食育推進事業について、保護者への啓発を行います。	こども 保健福祉課 保育幼稚園課

## ②子育てしやすい環境づくり

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
1121	妊娠期から途切れない支援体制の充実	産後うつ予防や、新生児への虐待を防ぐため、産後早期の産婦の精神的身体的状態を把握し、早期支援につなげることを目的とした「産婦健康診査事業」により、地域の産科医療機関との連携強化を図り、要支援妊婦の支援体制を構築します。 産後ケア訪問事業の開始により、産前産後サポート事業と合わせて、妊娠期から産後早期の支援体制の充実を図ります。	こども 保健福祉課
1122	正確な育児情報の提供	子育てアプリ「よかプリコ」の利用を促進するとともに、タイムリーな情報発信に努めます。	こども 保健福祉課 (こども 未来課)
1123	関係機関との連携による虐待の早期発見・早期対応	客観的な評価が可能となるようなアセスメントを実施し、産婦健康診査や産後ケア事業につなげます。 医療機関、園、地域の民生委員児童委員や家庭児童相談室、児童相談所との連携体制の維持向上を図るとともに、ハイリスク者に対する支援体制を構築します。	こども 保健福祉課

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
1124	食に関する体制の充実	<p>学校においては、P D C Aサイクルによる全体計画及び年間指導計画の作成と授業内容の充実を図るため、食育担当者を中心とした推進体制を整えながら、継続的かつ効果的な指導を推進します。また、栄養教諭や養護教諭の専門的な知識を取り入れた協働的な指導を積極的に行います。さらに、学びの一体化を通して、就学前の幼児期から中学校までの連続した指導の充実を図ります。</p> <p>あわせて、家庭や地域における「早ね早おき朝ごはん」などの取り組みを継続し、より多くの市民へ情報提供できるよう、関係機関との連携や内容の充実を図ります。</p>	こども 保健福祉課 保育幼稚園課 学校教育課 青少年育成室

### 【指標】

指標名	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	2016年度	2022年度
		93.6%	95.0%
説明	4か月、1歳6か月、3歳児健診の3つの健診時点での「1. そう思う」若しくは「2. どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合の平均値を目標としました。		

## 2) よりよい生活習慣の定着

### 【現状と課題】

#### 生活習慣病の予防

厚生労働省の「平成 28 年簡易生命表」によると、日本人の平均寿命は男性 80.98 歳、女性 87.14 歳で、いずれも過去最高を更新しています。これに対し、健康で過ごすことのできる期間を表す健康寿命は、男性 71.19 歳、女性 74.21 歳（平成 25 年厚生労働省）と 10 歳前後の差があります。誰もが生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、要介護状態の要因となる生活習慣病や身体機能の低下を防ぐための取り組みが必要です。

本市では、生活習慣病を早期に発見し、早期に対応するため、各種検（健）診の受診勧奨に努めています。特に、がんについては、本市における死因の第 1 位となっていますが、早期発見・早期治療により生存率を高めることができることから、がん検診の受診勧奨を強化するとともに、全世帯へ配布する「検診のお知らせ」をよりわかりやすく工夫するなど、がん予防及びがん検診に対する正しい知識の普及に努めています。学校においては、がんについて正しく理解し、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるよう発達段階に応じたがん教育を進めていく必要があります。また、病気の予防に向けた食事や運動の実践が健康寿命の延伸につながることから、健康教室の開催や健康情報の発信等を通じて、望ましい食習慣や運動習慣の普及に努めています。更に、本市国民健康保険では、特定健診の受診勧奨を実施するとともに、糖尿病などの生活習慣病を未然に防止するため、該当者に対し特定保健指導への参加を促しています。

こうした取り組みにより市民の健康意識は徐々に高まりつつありますが、若い世代の中には、仕事や子育てに追われ、不規則な食習慣を持つ人や運動習慣のない人がまだ多く見られます。各種検（健）診に対する意識が低い人も多く、生活習慣病発症前の早い段階から健康づくりに取り組むよう、若い世代の意識啓発が必要となっています。

#### 歯と口腔の健康

厚生労働省の「平成 28 年歯科疾患実態調査」によると、80 歳になっても自分の歯が 20 本以上ある 8020（はちまるにいまる）を達成した人の割合は 51.2%と約半数を占め、前回調査（平成 23 年）の 40.2%から大きく増加しています。

保有する歯の本数が多いほど健康を維持できると言われており、本市においても 8020（はちまるにいまる）達成者を 1 人でも多く増やすため、節目年齢（40 歳・50 歳・60 歳・70 歳）の市民を対象にさわやか歯科検診（歯周病検診）を実施しています。また、ライフステージに応じた歯科保健に関する情報を発信し、幅広い世代の意識啓発を図るとともに、地域の関係機関において講習会を実施するなど、歯科保健について高齢者や関係者への周知・啓発に努めています。

健康な生活のためには歯と口腔の健康が重要であることから、今後も歯と口腔の健康づくりに関する情報提供や相談とともに、定期的な歯科検診の大切さを啓発することが必要です。



## 地域や職場での健康づくり

ライフスタイルが多様化する中、個人の努力だけでは望ましい生活習慣づくりに取り組みづらい状況にあります。

本市では、身近な地域で健康づくりの普及や実践方法の伝達を行う健康ボランティアの養成を推進しています。また、働く世代の健康づくりを推進するため、事業所等への情報提供や事業者団体との協議を進めています。

今後も健康ボランティアの養成を引き続き行うとともに、健康ボランティアや地域団体、事業所等と連携し、身近な地域や職場で自主的な健康づくりの輪が広がるよう、引き続き環境づくりを進めていく必要があります。

### 【施策の方向と主な取り組み】

#### ①生活習慣の改善

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
1211	望ましい食習慣の実践支援	主食・主菜・副菜をそろえた食事の意識、1食の野菜量の目安や共食を啓発するイベントの開催など、生涯を通じた望ましい食生活の実践に向け、健康ボランティアや学校及び市内事業所等と連携し、互いの取り組みや課題を共有しながら市民に対する周知・啓発を進めます。	健康づくり課
1212	運動習慣の定着支援	運動習慣の定着に必要な知識や実践方法を普及するため、健康ボランティアや自主団体、市内事業所等との連携を拡大し、運動に関する情報や場の提供を進めます。	健康づくり課
1213	口腔機能の向上	職域関係機関とも連携しながら、若い世代への歯周病検診の受診の重要性等啓発活動を実施し、定期的な検診受診や予防活動に結びつけます。	健康づくり課
1214	《重点》 がんの早期発見	がんの早期発見のため、より効果的な受診勧奨の検討を進めます。また、関係機関と連携しながら、がん検診を受けやすい体制を整え、受診機会の拡大を図るとともに、精度の高い検診を引き続き実施します。 更に、がん検診についての正しい知識を広める啓発を行い、精密検査の受診率向上に努めます。	健康づくり課
1215	特定健診、特定保健指導の受診勧奨	国民健康保険の被保険者を対象に、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームを予防・早期発見するための特定健診や生活習慣病の重症化を予防する特定保健指導の受診率向上に向けた取り組みを進めます。 多様な媒体を利用した啓発活動を行うとともに、文書や電話による受診勧奨を実施します。	保険年金課

## ②健康を支える環境づくり

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
1221	地域での健康づくり	望ましい食習慣や運動習慣定着のため、より身近で気軽に活動できるよう、地域で健康づくりの普及や実践方法の伝達を行う健康ボランティアを継続的に養成するとともに、活動の質的向上を図ります。	健康づくり課
1222	職場での健康づくり	働く世代への健康づくりでは職場からの働きかけが有効であることから、健康情報の配信や出前講座による健康づくりの実践方法の伝達等の取り組みを継続して実施し、健康づくりに取り組む事業者の拡大を図ります。	健康づくり課

### 【指標】

指標名	国民健康保険加入者の特定健診の受診率	2016年度	2022年度
		48.0%	58.0%
説明	国民健康保険特定健康診査法定報告値より算出。国が掲げる特定健診の受診率目標値（2023年度において市町村国保60%）をもとに、四日市市国民健康保険が策定する、第3期特定健康診査等実施計画（対象期間：2018年度～2023年度）における2022年度の目標値と整合させます。		

### 3) こころの健康づくり

#### 【現状と課題】

##### こころの健康についての正しい理解

こころの病にかかる人は多く、生涯を通じて4人に1人はこころの病にかかると言われていています。こころの病は誰もがかかる可能性のある病気であるにもかかわらず、社会全般には、こころの病や精神障害に対する誤解や偏見が見られます。

本市では、毎年、こころの健康づくり講演会を開催することで、市民が自分のこころと向き合い、心豊かな生活を送るための意識づけを行っています。

また、こころの病や精神障害のある人が地域で安心して生活するためには、周囲の理解と協力が不可欠であることから、こころの健康講座や出前講座等を通して、正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、四日市早期支援ネットワーク(YESnet)、四日市アルコールと健康を考えるネットワーク、四日市障害保健福祉圏域こころのバリアフリー推進部会等の関係機関と連携し、パンフレットを作成するなど普及・啓発活動に取り組んでいます。

市民一人ひとりがこころの健康づくりを進めるとともに、幅広くこころの病を理解し、誤解や偏見を持つことのないよう、今後も多様で継続的な普及・啓発活動を推進する必要があります。

##### こころの病の早期発見・早期支援

こころの病や精神障害は、早期にその兆候に気づき、早期支援につなげることが大切です。こころの病や精神障害のある人が適切に受診行動をとれるよう、こころの相談では早期支援、継続支援の体制をつくっています。こころの問題は表面化しにくいものですが、電話、来所、訪問等により気軽に相談できる環境を整え、様々な機会にきめ細かく周知を図った結果、相談件数は年々増加しています。

統合失調症などの発症は、思春期から青年期に多いことから、思春期における精神障害等の早期発見・早期支援について、四日市早期支援ネットワーク(YESnet)において教育、医療、保健、福祉の連携を図りつつ進めています。また、教員を対象とした出前研修や事例検討会を実施し、教育現場のニーズに応じた支援につなげています。

今後も、関係機関等との連携のもと、相談・支援体制の充実に努める必要があります。

##### 自殺対策の取り組みについて

自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いため、自殺予防においては、市民一人ひとりが身近な人の変化に気づき(気づき)、じっくり話を聴き(傾聴)、必要に応じて専門家につなぎ(つなぎ)、あせらず見守っていくこと(見守り)が大切です。そうした関わり方について、講演会や出前講座等を通じて広く市民に周知を図るとともに、自殺予防について正しい知識を持ち、自殺を考えている人や悩んでいる人を相談窓口へつなぐ役割を担うメンタルパートナーの養成に努めています。

また、関係機関が連携・協働した支援が必要であることから、自殺対策連絡会議を開催するとともに、四日市早期支援ネットワーク(YESnet)や四日市アルコールと健康を考えるネットワーク等にも働きかけ、情報や課題の共有を図っています。医療機関との連携により、救急搬送された自殺未遂者に対し、本人の同意を得た上で、退院後の生活支援を行う取り組みも始めています。

我が国の自殺者数は減少傾向にあります。自殺死亡率は、主要先進7か国の中では最も高く、平成

28年4月の自殺対策基本法の改正を受け、新たな自殺総合対策大綱が平成29年7月に閣議決定されました。新しい大綱では、これまで以上に地域レベルの実践的な取り組みが重要視されており、本市においても、身近な支援者の育成や多機関連携等による自殺対策の一層の強化が必要となっています。

四日市市における自殺者数は、年50人程度で推移しています。自殺死亡率は、全国、三重県と比べると低いものの、働く世代や高齢者の自殺死亡率が高い傾向にあります。

これらを受け、基本施策として、①関係機関とのネットワークの強化 ②自殺対策を支える人材育成の強化 ③普及啓発 ④生きることの促進要因としての支援 ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育の5項目について、関係機関での取り組みを推進します。

重点的な施策としては、四日市市における傾向を踏まえ、子ども・若者世代については、四日市早期支援ネットワーク(YESnet)を活用した児童生徒への授業の充実に努めます。働く世代については、四日市アルコールと健康を考えるネットワークにおいて、連携強化に努めるとともに、産業保健分野における取り組みについて、現状の把握と課題の共有に努め、今後の対策を検討していきます。また、高齢者世代については、高齢者うつや自殺についての現状を知ってもらい、気づきの視点を持てることを目的に、メンタルパートナー研修の実施について取り組みを検討していきます。

また、近年、問題となっているSNS(Social Networking Service)などの媒体による様々な影響等についても研究していきます。

これらの取り組みにより、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して、自殺対策を担う人材の育成とともに、関係機関との連携を強化し、生きることの包括的な支援を推進することとし、随時進捗管理をしていきます。

## 【施策の方向と主な取り組み】

### ①普及・啓発の推進

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
1311	正しい知識とこころの健康づくりの普及・啓発	こころの健康づくり講演会やこころの健康講座、地区出前講座の実施、ホームページや広報よっかいちへの掲載等により、こころの病や精神障害の正しい理解を深め、市民自らによるこころの健康づくりの普及・啓発に取り組めます。	保健予防課
1312	関係機関・団体との連携	四日市早期支援ネットワーク (YESnet) や、四日市アルコールと健康を考えるネットワーク、四日市障害保健福祉圏域こころのバリアフリー推進部会などとの連携により、関係機関・団体と協働し、こころの健康や精神障害者に対する知識の普及・啓発を進めるとともに、包括的な支援体制の構築に努めます。	保健予防課

## ②こころの相談と早期支援・継続支援の推進

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
1321	相談体制の充実	<p>こころの相談窓口について、広報よっかいち掲載や、チラシの配布により継続して周知を図るとともに、早期相談を呼びかけます。</p> <p>医師、保健師、精神保健福祉士による相談について、より市民が相談しやすい体制づくりに努めるとともに、思春期やアルコール関連問題にも対応できるよう、専門的な相談への対応も継続して実施します。</p> <p>関係機関との情報共有、連携強化による相談体制の充実を図り、適切な医療受診等につながるよう相談・支援を行います。</p>	保健予防課
1322	思春期における早期発見・早期支援	<p>四日市早期支援ネットワーク（YESnet）において、児童・生徒やその保護者、また教員に対して思春期のこころの病や対応方法について研修会や事例検討会を実施することにより、思春期における精神障害等の早期発見・早期支援に努めます。</p>	保健予防課
1323	継続した相談援助の推進	<p>こころの病や精神障害のある人が、適切な受診によって安定した療養生活を送れるよう、継続した相談、支援を進めます。</p> <p>精神症状による自傷・他害行為（そのおそれがある場合も含む）に対して、関係機関と連携して、適切な医療受診を措置するとともに、必要な相談・支援を行います。</p>	保健予防課

### ③自殺対策の推進 《新規》

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
1331	関係機関とのネットワークの強化	<p>自殺対策は、「生きることの包括的な支援」として多機関が連携、協働して取り組むことが不可欠であり、庁内のみならず、多くの関係機関とのネットワークの強化を目指します。</p> <p>児童生徒の支援については、四日市早期支援ネットワーク（YESnet）として、教育、医療、保健、福祉が密に連携し、思春期のこころの健康の増進と病気の予防、早期支援とより良い回復を目的に、多機関で包括的に支援します。また必要に応じて、適切な医療につながるよう、精神科医師による思春期相談を行い支援します。</p> <p>自殺との関係が深いアルコール関連問題については、「四日市アルコールと健康を考えるネットワーク」として連携を強化し、地域全体の課題について多機関で取り組みます。</p>	保健予防課
1332	自殺対策を支える人材育成の強化	<p>保健所におけるこころの相談だけでなく、生活困窮者や、DV、虐待の相談など、あらゆる相談窓口で対応する職員が、自殺対策の視点を持ち、適切な支援につなげられるよう、自殺対策連絡会議を開催し、相談窓口対応力の向上を図ります。</p> <p>児童生徒に対する取り組みとしては、四日市早期支援ネットワーク（YESnet）において、教員を対象にした研修会を開催し、こころの不調に対する対応力の向上を目指します。</p> <p>全庁的な取り組みとしては、既存の庁内ネットワークを活用し、自殺の現状と課題を共有する機会を持つとともに、新規採用職員や庁内保健師に対する研修を実施します。</p> <p>また、自殺は誰にでも起こりえる危機であることを認識してもらうとともに、身近な人の変化に気づき、必要な相談窓口につなげることを目指し、広く市民を対象にメンタルパートナー研修を実施します。</p>	保健予防課
1333	普及啓発の推進	<p>自殺予防週間及び自殺対策強化月間を中心に、広く市民に対し、相談窓口について周知していきます。広報掲載や啓発物品の配布、関係施設へのポスター掲示などを行います。</p> <p>自らのこころの健康に関心を持ち、ストレスと上手く付き合うことの大切さを広く周知するために、こころの健康づくり講演会を開催します。</p>	保健予防課

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
1334	生きることの促進要因への支援	救急搬送された自殺未遂者に対して、再度の自殺企図を防ぐために、保健所が相談窓口となり、生きるために必要な支援ができるよう、連携体制を整備します。また、未遂者の傾向や個別の事例について、多職種で支援のあり方を検討できるよう検討会を開催します。	保健予防課
1335	児童生徒のSO Sの出し方に関する教育	四日市早期支援ネットワーク（YESnet）において、児童生徒に対し、こころの健康やストレスについて考える授業を実施し、信頼できる大人に相談することの必要性を伝えていきます。また、児童生徒から相談を受ける教員等に対して研修会や事例検討会を実施します。	保健予防課

### 【指標】

指標名	2016年度		2022年度
	こころの相談件数	2,249件	
説明	こころの相談は、早期支援につなげる上で重要であるため、相談件数を目標とし、こころの相談について広く周知を図るとともに、相談しやすい体制の整備と関係機関との連携に努めます。		

指標名	2016年度		2022年度
	自殺死亡率(10万人あたりの自殺者数)	18.2	
説明	2017年7月に制定された自殺総合対策大綱では、2026年度までに自殺死亡率を13.0以下にすると示されました。四日市市における2012年から2016年(5か年)の自殺死亡率の平均は18.2であり、自殺死亡率を単年で評価することは難しいことから、2018年から2022年までの自殺死亡率の平均13.0以下を目標にしました。		

## 4) 心身をはぐくむ食生活の推進

### 【現状と課題】

#### 地産地消の取り組み

本市では、特産品である茶をはじめ、豊かな自然を活かして多種多様な農水畜産物が生産されています。また、大矢知手延素麺や萬古焼の土鍋など、食に関する地場産品の生産も盛んです。

地元の優れた農水畜産物を広く市民に周知するとともに、生産者の顔が見える安全・安心な食材を求める市民ニーズに応えるため、毎年、市内産地を紹介するバスツアーを実施しています。また、市民の地産物への関心を高め、家庭での利用促進を図るため、地元農家と連携し、地産物に関する健康情報を発信するとともに、健康教室等で地産物を用いた献立を取り入れるなど、活用方法の周知に努めています。更に、農家や地域が実施する農作物の栽培・収穫などの体験事業を支援し、地域における食育活動の推進に努めるとともに、生産者と児童との給食交流会等を通じて、子どもたちの食や農業への関心を高め、感謝の気持ちをはぐくんでいます。

地元食材の活用拡大を図るための取り組みとしては、学校給食において、給食等地産地消コーディネーターを委嘱し、給食の献立と生産者の出荷計画の調整を図るとともに、生産者への支援に努めています。また、新たな商品の開発や販路の拡大を図り、農業の新たな展開を促進するため、生産者と事業者との交流、商談の場を提供しています。

身近な場所で収穫される旬の食材は、栄養面で優れているものが多く、食生活に上手く取り入れることが健やかな心身をはぐくむことにつながります。今後も、食への関心や農業に対する理解を深めるための取り組みを進めるとともに、地元食材の積極的な活用拡大を図るなど、地産地消をより一層推進する必要があります。

#### 伝統的な食文化の継承

日本には、季節ごとの行事やお祝いの日食べる伝統的な行事食や、それぞれの地域で受け継がれる郷土料理があります。また、普段の食事においても、われわれ日本人は、旬の食材を主食、主菜、副菜として多様に組み合わせ、栄養バランスのとれた食事を楽しんできました。

しかし、ライフスタイルの多様化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、長年培われてきた食文化の継承が難しくなっており、行事食や郷土料理に触れる機会が少なくなっています。また、栄養の偏った食事による生活習慣病の増加が問題になっています。

本市では、伝統食や郷土料理を地域の貴重な財産と捉え、次世代への継承を図るため、学校給食のメニューに積極的に取り入れるとともに、関係団体と連携し、行事食や郷土料理、伝統的な農産物加工等の継承活動を行っています。

また、健康ボランティア等と連携し、和食を中心とする栄養バランスの良い献立と調理法の周知に努めるとともに、市内事業所や関係団体の協力を得て、望ましい食事内容等に関する健康情報の発信を行っています。人の集まる場所や地元食材の直売所等において野菜の摂取向上のためのイベントを開催するなど、若い世代や家族連れなどを対象とした啓発活動にも力を入れています。

今後も、地域や関係団体等と連携し、伝統的な食文化を継承するための取り組みを進めるとと



もに、栄養バランスの整った食生活が実践されるよう、あらゆる機会を通じて啓発を行っていく必要があります。

## 【施策の方向と主な取り組み】

### ①地産地消の推進

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
1411	地産物の認知度向上と利用の促進	<p>地元の優れた農水畜産物を広く市民に周知し、生産者の顔の見える安全・安心な食材を求める市民のニーズに応えるため、市内の産地を巡るバスツアーを実施します。</p> <p>また、農家や地域が実施する農作物の栽培・収穫などの体験事業を通じて、地域における食や農業の大切さへの理解を深める食育活動を支援します。</p> <p>学校給食においては、給食だよりで四日市市産の食材の栽培の様子を紹介し、更に給食指導資料に献立に使用される地産物の情報を掲載するなど、子どもたちが地元の食材への興味・関心や理解を深められるよう働きかけます。</p>	健康づくり課 農水振興課 学校教育課
1412	地元食材の活用拡大	<p>学校給食での地元食材の利用割合を拡大するため、給食等地産地消コーディネーターを委嘱し、給食の献立と生産者の出荷計画の調整を図ります。</p> <p>また、給食食材を出荷する生産者と児童との交流会を通じて、子どもたちに食の大切さや感謝の気持ちをはぐくみ、食育の推進を図ります。</p> <p>農業の新たな展開を促進するため、農家と事業者の交流、商談の場を設け、新たな商品の開発や販路の拡大を図り、地産地消を推進します。</p>	健康づくり課 農水振興課 学校教育課

## ②食文化の継承

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
1421	行事食や郷土料理の継承支援	女性農業者などの団体が実施する出前講座など、次世代へ郷土料理や伝統食などの食文化を普及・継承する活動を支援します。 園や学校給食へ市内及び県内の郷土料理や日本伝統の行事食を積極的に取り入れ、給食時間や食に関する指導の時間等に食文化の継承や地域の伝統文化への興味関心を高めるよう働きかけます。	健康づくり課 農水振興課 学校教育課 保育幼稚園課
1422	伝統を活かした食事の実践	市内事業所や給食施設、健康ボランティア等の関係団体との連携を図り、和食の良さを取り入れた栄養バランスの良い献立などについての周知・啓発活動を継続します。	健康づくり課

### 【指標】

指標名	学校給食における地産地消（品目数）	2016年度	➡	2022年度
		25品目		26品目以上
説明	市内の小中学校の給食で使われる市内産農産物の品目数を目標にしました。			

## (2) 安心して暮らせる地域医療の体制づくり

### 1) 在宅医療・介護連携の推進

#### 【現状と課題】

##### 在宅医療を支える連携体制

かつて我が国では、人生の最期を自宅で迎えることが一般的でした。しかし、厚生労働省の「人口動態調査」によると、平成27年の「死亡の場所」は「病院」が74.6%、「自宅」が12.7%と、病院で亡くなる人の割合が多くなっています。家族の負担や症状が悪化した時の不安感などから、在宅での療養を難しいと考える人は少なくありません。自宅等の住み慣れた場所で安心してその人らしく療養生活を送るためには、医療と介護の協働・連携による在宅医療体制の確立が必要です。

本市では、地域包括支援センターごとに実施する医療・介護連携地域ケア会議など、医療・介護関係者が集まる場を定期的に行い、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出と対応策の検討を行っています。全市的な課題については、「安心の地域医療検討委員会」や「長寿社会づくり懇話会」において解決に向けた検討を行っています。

また、県内の主要医療機関が導入しているICTを活用した情報共有システム「ID-Link」の機能を利用し、医療機関と介護事業所がオンライン上で必要な情報を記載し、即座に情報共有できる体制づくりも進めています。

更に、四日市市在宅介護・医療連携支援センターを設置し、医療関係者と介護関係者双方から連携に関する相談を受け付け、解決を図るとともに、病院から退院後、地域の中で切れ目なく必要な医療及び介護サービスが提供されるよう、情報共有、連携体制の構築を図りました。

今後、三重県地域医療構想に基づく病院機能の再編や病院から在宅医療へという流れの中、市民が安心して病院から在宅へと療養の場を移行できるよう、病院関係者と在宅医療・介護関係者の更なる連携強化が必要です。また、医療・介護関係者が在宅医療に必要な知識・技術を習得するための研修機会の充実も必要です。

在宅歯科においては、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔と全身との関係についての研究が進められており、今後、医療、介護関係者等の理解を深め、在宅歯科を担う関係者との更なる連携を図っていくことが必要です。

在宅医療における多剤併用、飲み忘れ、残薬等への対応として、在宅療養者への最適かつ効率的で安全・安心な服薬が行われるよう、薬剤師との連携強化を図っていくことも必要です。

##### 安心して療養できる環境づくり

在宅医療を進める上で、主治医（かかりつけ医）とともに訪問看護師が重要な役割を果たしています。本市では、訪問看護ステーションの整備を進めてきた結果、量的には充足してきました。しかしながら現状は、看護師不足等により訪問看護ステーションの運営は難しい状況にあります。

このため、訪問看護師の養成・育成を行うため、初任者向け、スキルアップ、管理者向けなど、経験に合わせた研修を実施するとともに、訪問看護ステーションの運営に関する相談窓口を設置

するなど支援に努めています。今後も、訪問看護師の量的・質的な充実を図るとともに、訪問看護ステーションの運営の安定化に向けた支援を行い、在宅での療養生活を支える訪問看護体制の充実に努める必要があります。

また、本市では、在宅療養者及び家族が安心して療養生活を送れるよう、必要な時に入院できる在宅医療支援病床確保事業を実施しています。在宅医療を支える医療・介護関係者にとっても後方支援となる事業でもあり、関係機関への周知に努めるとともに、三重県地域医療構想に基づく病院機能再編の動向や市内医療機関に開設された地域包括ケア病棟（床）等の稼働状況を踏まえ、今後の事業のあり方について検討が必要となっています。

### 在宅医療の周知・啓発

在宅医療・介護の連携が円滑に進んでいくためには、医療・介護関係者の連携や努力だけでなく、何よりも療養者及び家族が在宅医療についてよく理解して選択することが基本になります。

本市では、在宅医療に関する講演会の開催やガイドブックの配布、広報等を通じた啓発活動により、在宅医療について広く市民への周知に努めています。また、市民が企画する在宅医療講演会への補助や講師の調整などの支援も積極的に行っており、こうした取り組みにより、「在宅医療」という言葉の認知度が上がり、在宅医療に対する市民の関心が少しずつ高まってきています。

今後、病院から在宅医療への移行を進めるにあたり、在宅医療に関する一層の周知が必要です。

## 【施策の方向と主な取り組み】

### ①在宅医療・介護を支える連携体制の強化

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
2111	地域の医療・介護の資源の把握	引き続き医療・介護に関する必要な在宅資源の情報収集を行い、最新の情報を把握するとともに、新たな情報についてはリスト化・情報提供し、医療・介護関係者が相互に必要な情報を把握することにより、円滑な連携を行うことができる体制を整えます。	健康福祉課
2112	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	各地区で実施する地域ケア会議や地域包括支援センターごとに実施する医療・介護連携地域ケア会議において、在宅医療・介護連携に関する課題を抽出し、検討を行い解決を図ります。 また、全市的な課題のうち医療的な支援が必要な課題については「安心の地域医療検討委員会」で、日常生活支援等の課題については「長寿社会づくり懇話会」でそれぞれ検討し、課題解決に向けた制度や体制の構築を行います。	健康福祉課
2113	在宅医療・介護関係者の情報共有の支援	医療関係者、介護関係者ともに、「ID-Link」への参加を促すため、継続的に研修を実施し、「ID-Link」を活用した事例の紹介を行うとともに、システムの利便性や安全性を周知します。	健康福祉課

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
2114	医療・介護関係者の研修	介護施設等で働く職員のニーズに合わせた医療に関する研修を引き続き実施し、介護関係者と医療関係者の相互理解を深めます。	健康福祉課
2115	《重点》 在宅医療・介護連携に関する相談支援	四日市市在宅介護・医療連携支援センター「つなぐ」が医療関係者、介護関係者双方からの相談によって収集した情報をもとに、課題解決に向けた取り組みを行います。 また、在宅医と訪問看護師に加え、歯科関係者や薬剤師の役割や機能について関係者の更なる理解を深め、連携推進を図ります。	健康福祉課
2116	関係市町の連携	県が実施する会議や研修会において関係市町の情報を収集し、必要に応じて広域連携について検討を行います。	健康福祉課

## ②在宅療養生活への支援

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
2121	切れ目のない在宅医療と介護体制の構築推進	訪問看護師のスキルアップを図るため、引き続き訪問看護師のニーズにあった研修内容の充実に努めます。 在宅療養者及び家族が安心して療養生活を送れるよう、在宅医療の後方支援体制としての機能を担う事業のあり方について三重県地域医療構想に基づく病院機能再編の動向等も踏まえ検討し、在宅医療支援のための病床の確保に努めます。	健康福祉課

## ③市民意識の向上

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
2131	地域住民への普及啓発	継続的に講演会を実施するとともに、広く在宅医療ガイドブックの配布を行い、在宅医療の啓発を進めます。また、各地区での在宅医療の啓発を推進するため、新規団体による市民企画の在宅医療講演会の実施を図ります。	健康福祉課

### 【指標】

指標名	在宅（自宅）で最期を迎えた人の割合	2016年度	2022年度
		18.1%	
説明	住み慣れた自宅で、最期を迎えることができる医療体制を整えることを目的としていることから、在宅（自宅）で最期を迎えた人の割合を目標にしました。		

## 2) 医療の安全・救急医療・災害時医療

### 【現状と課題】

#### 医療の安全確保

市民が安心して暮らすためには、いつでも適切な医療を受けられることが重要です。

本市では、医療の安全確保のため、「医療法」に基づき、病院や診療所に対する立入検査を実施し、適正な人員配置や構造設備、医療従事者向けの各種マニュアル整備などに関して、指導助言を行っています。

医療技術の進歩に伴い、医療現場では常に新しい技術や機器が導入されており、そうした医療環境の変化に対応し、医療機関自らが医療安全対策に取り組めるよう支援を継続する必要があります。

#### 救急医療体制の確保

救急医療については、救急医療対策協議会において関係機関と連携、調整を図りつつ、一次（初期）救急医療体制の充実強化に努めるとともに、四日市市応急診療所の運営及び指定管理者による四日市市歯科医療センターの運営により、休日及び年末年始における一次（初期）救急医療体制の確保を図りました。また、二次輪番制病院群への補助など、二次救急医療体制の整備に向けた取り組みも進めています。今後も、地域の実情に応じた救急医療体制の確保に向け、県や関係機関等との情報共有や連携を強化する必要があります。

一方、救急車で搬送された傷病者の約6割が軽症者である状況を踏まえ、家庭における病気や看護に関する知識向上を支援するかかりつけ医の推進とともに、救急医療機関や救急車の適正利用について、市民の理解と協力を求めていくことが必要です。

#### 災害時医療の対応

平成7年の阪神淡路大震災や平成23年の東日本大震災を契機として、国・県により災害拠点病院の整備や、災害医療情報システムの構築等が図られてきました。

本市においても、大規模災害の発生に備え、四日市医師会、歯科医師会、薬剤師会と災害協定を結び、関係機関と実践的な訓練を行うとともに、平常時より顔の見える関係を築き、常に連携できる体制づくりを進めています。また、国・県が整備を進めている災害医療情報システムにおいて、医療情報収集を図るための訓練を実施しています。

今後も、災害医療コーディネーターや災害派遣医療チーム(DMAT)を含め、関係機関等との連携強化を図り、災害時における医療体制の構築に向けた準備を進める必要があります。

## 【施策の方向と主な取り組み】

### ①安全で良質な医療の確保

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
2211	立入検査の実施・ 情報提供	医療機関自らが医療安全に取り組むよう、定期的な立入検査の実施や、医療安全に関する情報の提供を行います。 また、「医療法」上、改善が必要な医療機関に対して立入検査等実地指導を行います。	保健予防課


### ②救急医療体制の確保

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
2221	市民の理解と協力	救急車の適正な利用及びかかりつけ医など医療機関の適正な利用について、市民に対し啓発・周知を行います。	保健予防課
2222	一次（初期）救急医療体制の維持・継続	日ごろ受診する際に条件にあった医療機関や、今診てもらえる救急医療機関について情報が得られるよう、「医療ネットみえ」の啓発、周知を行います。 休日及び年末年始における初期救急の担い手として、引き続き四日市市応急診療所の運営を行います。	保健予防課 健康福祉課
2223	二次救急医療体制の維持・継続	入院治療が必要な救急患者を受け入れる二次救急医療体制を維持するため、必要な支援を行います。	保健予防課
2224	救急医療体制の維持・継続	地域の実情に沿った救急医療体制の維持・継続が図られるよう、県と連携した取り組みを進めます。	保健予防課

### ③災害時の医療体制の構築

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
2231	関係機関との連携	医療機関、医療関係団体、消防・警察等関係団体が互いに「顔の見える連携」を進めるため、定期的な協議会の開催や実践的な訓練を行います。 また、災害時における医療情報収集や情報共有化を迅速かつ的確に行えるよう、関係機関と協力体制を維持します。 更に、四日市医師会、歯科医師会、薬剤師会との災害協定に基づく実践的な訓練を通じて、より一層、連携体制の強化を図ります。	保健予防課 健康福祉課
2232	国・県との連携	地域の実情に沿った災害時医療体制の構築が図られるよう、国・県と連携した取り組みを進めます。	保健予防課

**【指標】**

指標名	病院における医療安全分野の管理方針・体制に係る適合率	2016 年度		2022 年度
		99%		100%
説明	病院立入検査における医療安全管理分野項目における適合施設数の割合を目標にしました。			



## (3) 安全に過ごせる生活環境づくり

### 1) 感染症対策の推進

#### 【現状と課題】

##### 感染症に関する正しい知識と発生情報

医療の進歩や生活環境の改善、予防接種の普及等により感染症による死亡者は減少しています。しかし、耐性菌や耐性ウイルス、新型インフルエンザ等の新感染症の出現など、感染症を取り巻く状況は常に変化しています。

感染症対策では、一人ひとりが感染症に対する正しい知識を持ち、予防行動を徹底することが重要であることから、市民や施設職員等に対する出前講座や広報等を通じて、感染症に対する正しい知識の普及・啓発に努めています。特に、集団生活の場である高齢者施設等は、感染症が発生した場合に集団感染リスクが高いため、職員向けに演習を含めた研修会を実施し、施設内での感染拡大防止について啓発を行っています。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、市内の医療機関や医師から報告のあった感染症について、感染症発生動向調査（感染症サーベイランスシステム）にて、三重県感染症情報センターを通して国へ報告するとともに、県内や全国における発生情報の把握に努め、必要に応じてホームページ等で市民への注意喚起に努めています。

今後も引き続き、感染症に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、季節柄、流行予測のできる感染性胃腸炎やインフルエンザ等について、リーフレット等による予防啓発や発生動向情報の提供による注意喚起を行う必要があります。

##### 発生時の患者支援とまん延防止

結核をはじめとする感染症の発生時には、患者の人権に配慮しつつ、適切な医療受診などの療養生活を支援するとともに、感染原因などの疫学調査、感染防止などの保健指導、感染のおそれのある接触者への健康診断等を実施し、感染の拡大防止に努めています。新型インフルエンザについては、四日市市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、発生に備えた職員の訓練及び体制づくりを進めています。

今後も、感染症の発生時には、医療機関と連携し、確定診断を確実に実施するとともに、治療完遂に向けた患者支援と感染症のまん延防止に努める必要があります。

## 【施策の方向と主な取り組み】

### ①正しい知識と予防行動の普及

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
3111	正しい知識の啓発	<p>市民や施設職員等に対して出前講座や広報「よっかいち」などを通して感染症に対する正しい知識の普及啓発を行います。</p> <p>感染症の発生状況が平常時の場合には、出前講座等の依頼数が多くないため、保健所内で実施する市民向けの講演会や各団体が行う会議等の様々な機会を通して啓発活動を実施します。</p> <p>特に集団生活の場における集団感染を防ぐため、社会福祉施設、学校等について研修会への参加を積極的に呼びかけ啓発を実施します。</p>	保健予防課
3112	感染症の発生情報の収集・分析と注意喚起	<p>感染症法に基づき、市内の医療機関や医師からの報告について、感染症発生動向調査（感染症サーベイランスシステム）にて、三重県感染症情報センターを通して国へ報告するとともに、三重県、全国の感染症の発生情報を引き続き把握します。</p> <p>三重県感染症情報センターが情報分析し、注意が必要な感染症情報がある場合には、ホームページ等にて迅速な情報提供を引き続き実施します。</p> <p>季節柄、流行予測ができる感染症に加え、流行が注意されるような感染症の情報があつた場合には、同様にリーフレットやポスターの配布を実施し、注意喚起に努めます。</p>	保健予防課

## ②患者支援とまん延防止

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
3121	患者支援の推進	感染症の発生時には、患者の人権の尊重に配慮しながら、医療機関と連携を図り、診断後、早期に初回面接を実施し、治療完遂に向けて、医療費の公費負担や服薬等の個別支援を引き続き実施します。	保健予防課
3122	感染症のまん延防止	感染症の発生時には、感染原因を調査するために積極的疫学調査を実施し、感染原因を確認するための検査の実施及び感染拡大防止のために接触者に対する健康診断を引き続き実施します。 また、調査の結果、発生状況を資料提供し、市民等に対して注意喚起を行うことで感染拡大防止を図ります。 医療機関からの発生届受理後、迅速な対応や発生状況を踏まえた必要な判断ができるよう、職員の資質向上のための人材養成を図ります。	保健予防課
3123	早期発見・早期治療の推進	感染症法に基づき、定期健康診断の実施状況及び結果を把握することで健康診断の必要性を高め、早期発見に努めます。 積極的疫学調査により、患者との接触により感染のおそれのある接触者に対して適切な時期に健康診断を実施します。 治療終了後、感染性を確認する検査の実施、及び結核においては治療終了後2年間、定期的な健康診断を実施します。	保健予防課
3124	新型インフルエンザ対策の推進	「四日市市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、発生時に備えた職員の訓練とともに、各関係機関との体制づくりを引き続き行います。	保健予防課

### 【指標】

指標名	2016年度		2022年度
	感染症に関する健康講座等の実施回数	41回	
説明	感染症予防やまん延防止を推進するために、感染症に関する啓発や健康教育により、感染予防への取り組みができ、感染症の発生時には適切な行動がまん延防止につながることから、感染症に関する健康講座等の実施回数を目標にしました。		

## 2) 食の安全対策の推進

### 【現状と課題】

#### 食の安全に関する情報の周知・啓発

腸管出血性大腸菌等による食中毒や食品表示の偽装事件など、食の安全に関わる問題が相次いだことから、食の安全・安心に対する市民の意識が高まっています。

本市では、食品等事業者のHACCP手法による衛生管理の促進や市民への食品衛生知識の普及を図るため、講習会や説明会を実施しています。また、広報等を通じて食中毒予防の啓発に努めるとともに、食中毒警報の発令や食品の収去検査結果について、ホームページ等を通じて広く市民に情報提供を行っています。

今後も、情報の重要性や緊急性を考慮し、正確な情報を速やかに広範囲に提供する必要があるため、マスメディア等を利用した情報提供体制の整備が必要です。また、市民や食品等事業者に対するリスクコミュニケーションを行い、食の安全に関する情報共有を図ることも必要です。

#### 食品の安全確保に向けた監視指導の強化

本市では、四日市市食品衛生監視指導計画に基づき、食品の製造から販売に至る食品供給行程の各段階における監視指導を実施しています。特に、食中毒が発生した場合に被害が大規模になるなど危険性が高い集団給食施設に対し重点監視を行うとともに、食中毒が発生しやすい夏期や多品目の食品が流通する年末年始において各々一斉監視を実施しています。

今後も、市内で製造・加工・販売される食品について、衛生的な取扱いや適正表示等に関する監視指導を徹底するとともに、食品等事業者に対してHACCP手法による衛生管理体制の強化を図る必要があります。

#### 安全な食品流通の確保

市内に流通する食品について食品の安全・安心を確保するため、計画に基づき食品の収去検査を行い「食品衛生法」の規格基準や「食品表示法」の表示基準、更に市が定める衛生指標に適合しているかを確認し、違反・不良食品の排除に努めています。

今後も、違反食品等を流通から排除していくため、過去の検査結果や検査を行う品目の見直しを行い、現状の問題点にも対応できるよう効果的な検査を行っていく必要があります。

#### 検査体制の強化

衛生検査部門については、食の安全・安心を確保するために、市内で流通している食品の収去検査を行っています。また、食中毒発生時には、原因究明のための迅速かつ正確な検査を実施し、被害の拡大防止に努めています。

更に、より安全で正確な検査を行うための施設等について、整備を進める必要があります。

食肉検査部門については、「と畜場法」に基づき、四日市市食肉センターに搬入された牛や豚全頭に対しと畜検査を実施し、異常が認められた場合、必要に応じて精密検査を実施するなどして、安全・安心な食肉の提供に努めています。また、と畜場内での衛生的な取扱いについて監視指導を行うとともに、今後導入予定であるHACCPについて、四日市市食肉センターへの導入

支援及び導入後の監視検証等を行うための体制づくりを進めていきます。

今後も食品を取り巻く状況変化に対応するため、研修会などに積極的に参加し、最新の情報を常に取り入れながら、検査技術や知識の向上に努めます。

## 【施策の方向と主な取り組み】


### ①情報提供・啓発の充実

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
3211	食品の安全に関する情報の周知・啓発	様々なツールを利用し市民への速やかで正確な情報の提供を図ります。 市民向け出前講座や事業者向け食品衛生講習会を実施し食品衛生の啓発を図ります。	衛生指導課

### ②食の安全・安心の確保

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
3221	食品の安全確保に向けた監視指導の強化	四日市市食品衛生監視指導計画に基づき、食品事業者への監視指導体制や食品事業者の自主衛生管理体制を整備し、より計画的・重点的に監視指導を行うとともに、食品衛生協会等関係団体と連携し、食品の安全確保に取り組めます。 また、市内で製造・加工・販売等される食品について、新たに施行された食品表示法が遵守されるよう監視指導を実施します。 更に今後、食品等事業者に対してHACCP手法を用いた衛生管理が速やかに導入できるよう助言指導を実施します。	衛生指導課
3222	安全な食品流通の確保	流通する食品の安全・安心を確保するため、食品の収去検査を行い、「食品衛生法」「食品表示法」「四日市市食品衛生管理指標」等の違反や不適合食品の確認を行います。	衛生指導課
3223	食品の検査体制の強化	最新の情報を常に取り入れながら、迅速かつ正確な検査を実施し、食品の安全の確保に向けた取り組みを行います。 更に、より安全で正確な検査が行えるよう、施設整備等の取り組みも進めます。 また、と畜場での衛生的な取扱いについて監視指導を行い、今後制度化予定であるHACCPの導入支援をしていきます。	食品衛生検査所

**【指標】**

指標名	食品検査における不適合件数	2016 年度		2022 年度
		11 件		0 件
説明	食品検査の対象食品のうち、食品衛生法の規格基準、食品表示法の表示基準及び市が定める食品の衛生指標「四日市市食品の衛生管理指標」に不適合であった食品の数を目標にしました。			

### 3) 生活衛生対策・動物愛護・薬物対策の推進

#### 【現状と課題】

##### 生活衛生の向上

市民の日常生活に深い関係のある理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館といった生活衛生施設に対し、関係法令に基づいた監視指導を行うとともに、衛生消毒講習会等を通じて、施設や器具の消毒方法についての指導・助言、感染症予防の啓発等を行い、自主衛生管理の向上に努めています。

これまでのところ、市内の生活衛生施設に起因する大きな問題は発生していませんが、全国的には、公衆浴場におけるレジオネラ症や毛染による皮膚障害など、健康被害の発生が問題となっていることから、今後も生活衛生施設への監視指導の徹底に努める必要があります。

##### 動物愛護と適正飼養

犬や猫等のペットとの生活は、こころを癒し、思いやりや優しさをはぐくむ効果があると言われています。しかし、近年ペットの糞尿の始末や散歩の仕方等を巡り地域で問題となっているケースがあり、飼い主のモラルの向上が求められています。

本市では、犬の登録や狂犬病予防接種を促進し、狂犬病の発生予防に努めるとともに、動物が人の生命、身体、又は財産を侵害することのないよう、市民や動物取扱業者に対し、犬・猫等のペットの適正な飼養や虐待の防止等について指導・助言・啓発を行っています。また、動物愛護教室やイベント等を通じ、命の尊さや人と動物の共生について意識啓発に努めています。

今後も、県や獣医師会、動物愛護団体、動物取扱業者等との協働により、動物愛護に関する正しい知識を伝えるための啓発活動を継続するとともに、保健所に収容された犬・猫の命をつなぐ譲渡事業の推進や、犬・猫の避妊・去勢手術措置の推進、啓発・補助など、殺処分数減少に向けた様々な取り組みを進める必要があります。

##### 薬物乱用防止

薬物乱用を許さないまちづくりを目指し、小学生から大学生までを対象とした薬物乱用防止教室を実施するとともに、薬物乱用防止対策協議会や自治会等と協働で街頭啓発キャンペーンや啓発パレード等を実施し、広く市民に啓発を行っています。また、地域住民と協働し、不正けし撲滅を目的に「植えてはいけないけし」の除去を進めています。

今後も、薬物乱用に関する正しい知識や認識が持てるよう小学生から大学生までを対象とした薬物乱用防止教室を引き続き実施するとともに、市民一人ひとりの薬物に対する知識が深まるよう、広報、キャンペーン、パレード等を通じて啓発に努める必要があります。危険ドラッグについては、平成 27 年 7 月に全国の販売店舗数がゼロになりましたが、インターネット販売等の監視は引き続き行っていく必要があるとともに、大麻への回帰傾向が見られるため、その対策も必要です。

## 医療品等の取扱いに関する監視指導

薬は、誤使用や副作用によって、大きな健康被害につながるおそれがあります。

本市では、医薬品や毒物劇物の取扱いに関して、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」や「毒物及び劇物取締法」等の関係法令に基づき、事業者への監視指導を行うことで、医薬品の安全かつ適正な流通の確保と毒物劇物の取扱いの徹底を図り、健康被害や事故の発生防止に努めています。

今後も、偽造医薬品や未承認無許可医薬品等も視野に入れた、幅広い監視指導を継続するとともに、平成28年10月から届出制度が開始された健康サポート薬局について、健康サポートに係る取り組み状況の確認を進める必要があります。また、毒物劇物に起因する事故の発生を防止するため、コンビナート地帯を中心に継続した監視指導を行っていく必要があります。

### 【施策の方向と主な取り組み】

#### ①生活衛生水準の確保

番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
3311	生活衛生施設への監視・指導と自主衛生管理の推進	市民の日常生活に深く関係する生活衛生関係営業施設に対し、関係法令に基づいた監視指導を行うとともに、衛生消毒講習会等を通じて、施設や器具の消毒方法についての指導・助言や、感染症予防の啓発等を行い、更なる自主衛生管理の向上に努めます。	衛生指導課

#### ②人と動物との共生環境づくり


番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
3321	適正飼養等の更なる広報、普及啓発の推進	動物が人の生命、身体、又は財産を侵害することのないよう、市民や動物取扱業者に対し、犬・猫等の愛玩動物の適正な飼養や虐待の防止等について指導・助言・啓発を行います。 小学生、保育園児等に対しても動物愛護教室や動物愛護週間に係るイベント等を通じ、命の尊さや人と動物の共生について意識啓発に努めます。 また、市民に対し、動物愛護に関する正しい知識を伝えるための啓発活動を継続するとともに、保健所に収容された犬・猫の命をつなぐ譲渡事業の推進や、犬・猫の避妊・去勢措置の推進・啓発・補助など、殺処分数減少に向けた様々な取り組みを、県や獣医師会、動物愛護団体、動物取扱業者等との協働で進めます。	衛生指導課



### ③薬物乱用防止対策と薬事に関する監視・指導の強化

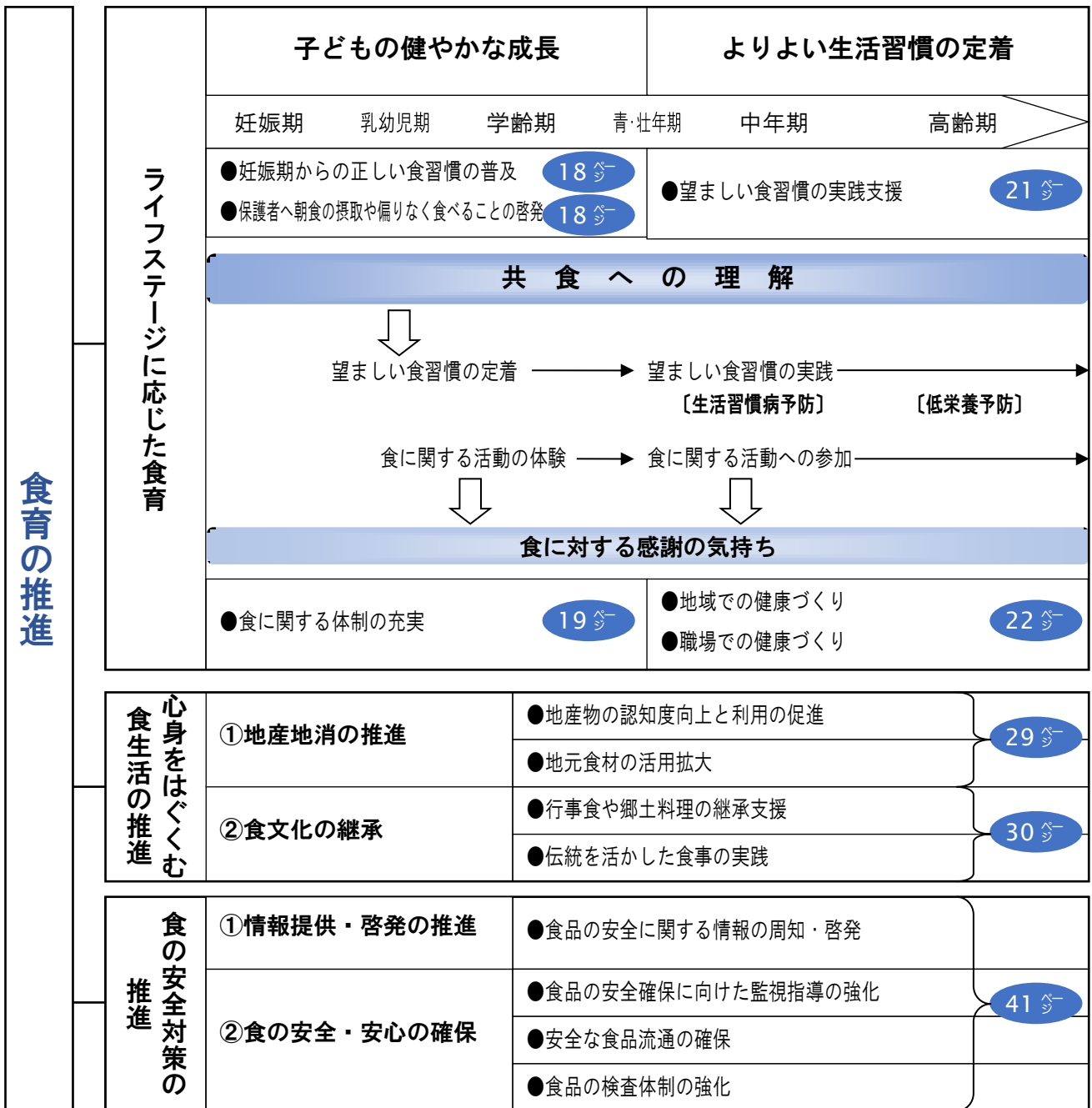
番号	具体的取り組み	取り組みの内容	担当課
3331	薬物乱用防止活動の推進	薬物に起因する健康被害のないまち、薬物を許さないまちに向けて、四日市市薬物乱用防止対策協議会と協働し、小学生から大学生までを対象とした薬物乱用防止教室の開催、市民への出前講座等を活用した啓発、国の普及月間に合わせた街頭啓発、マスメディアを活用した広報などを行うことにより、市民一人ひとりに正しい薬物の知識を普及啓発します。	衛生指導課
3332	薬事に関する監視及び指導体制の強化	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の製造販売から市販後の安全性に至るまでの品質、有効性及び安全性の確保のための監視指導等を行い、医薬品等に起因する健康被害の発生を未然に防止します。 また、薬局等関連事業者に対し講習会等を開催し、関係法令等の情報共有を行い、法令遵守の徹底を図ります。	衛生指導課

#### 【指標】

指標名	市民や関係団体との協働による動物愛護啓発活動の開催数	2016年度		2022年度
		4回		10回
説明	動物愛護の推進には保健所のみならず市民や関係団体と連携し協働することにより、広く市民に浸透するものであることから、動物愛護啓発活動を協働により開催した件数を目標にしました。			

# 食育の体系図

このプランは、「食育基本法」に基づく食育推進計画でもあります。  
 食育推進に関する内容については、下記の体系図のもとで取り組みを進めることとし、このプラン（各論）の各項目において、それぞれ方向を示しています。  
 詳しくは、下図の該当ページをご覧ください。

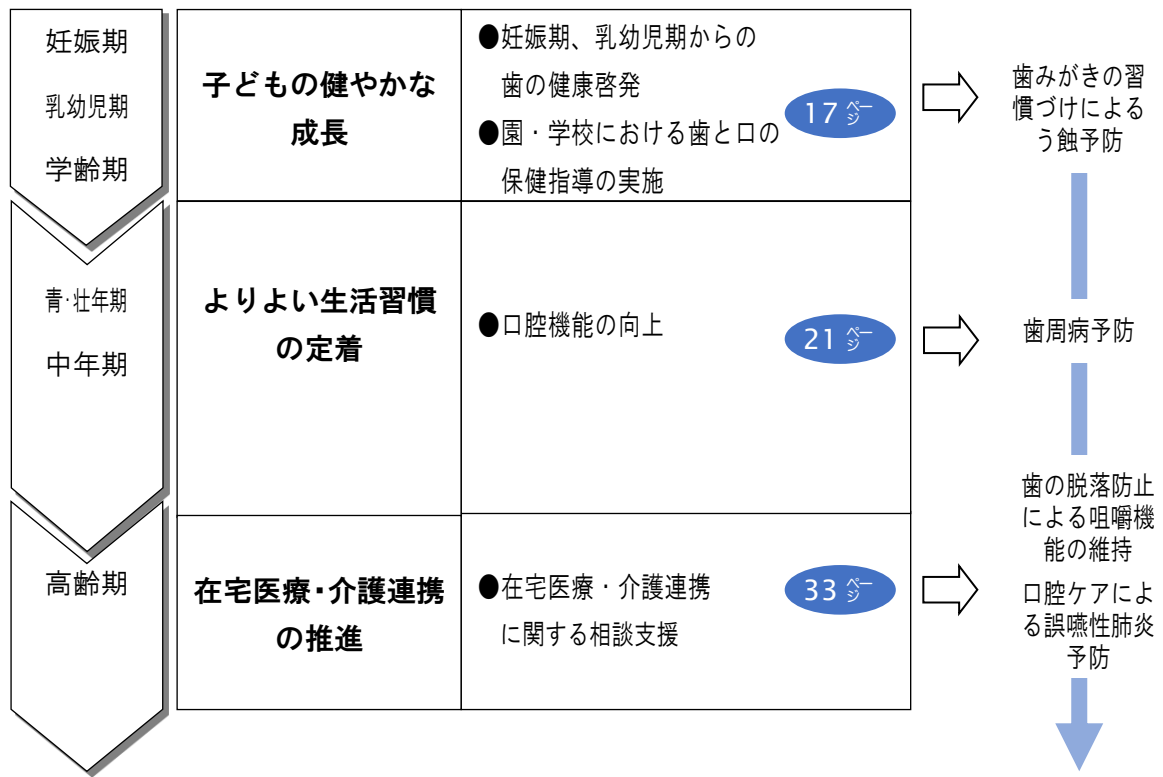


## 歯科保健の体系図

歯と口腔の健康づくりへの取り組みは、心身の健康を支えていくために欠くことのできないものです。

このため、妊娠期から子ども、高齢者までライフステージに応じた歯と口腔保健の充実に向けて下記の取り組みを進めることとし、このプラン（各論）の各項目において、それぞれの方向を示します。

詳しくは、下図の該当ページをご覧ください。



生涯にわたる歯と口腔の健康の保持増進



## 第3章

---

# プランの推進にあたって



## 1. プランの推進

このプランの推進には、行政だけでなく、市民、関係機関・団体等が相互に連携し、問題意識や情報を共有し、同じ方向性を持って取り組むことが重要です。必要に応じて協働による取り組みを行ったり、関係機関・団体等が相互に連携し取り組みを進めていくことも必要と考えます。

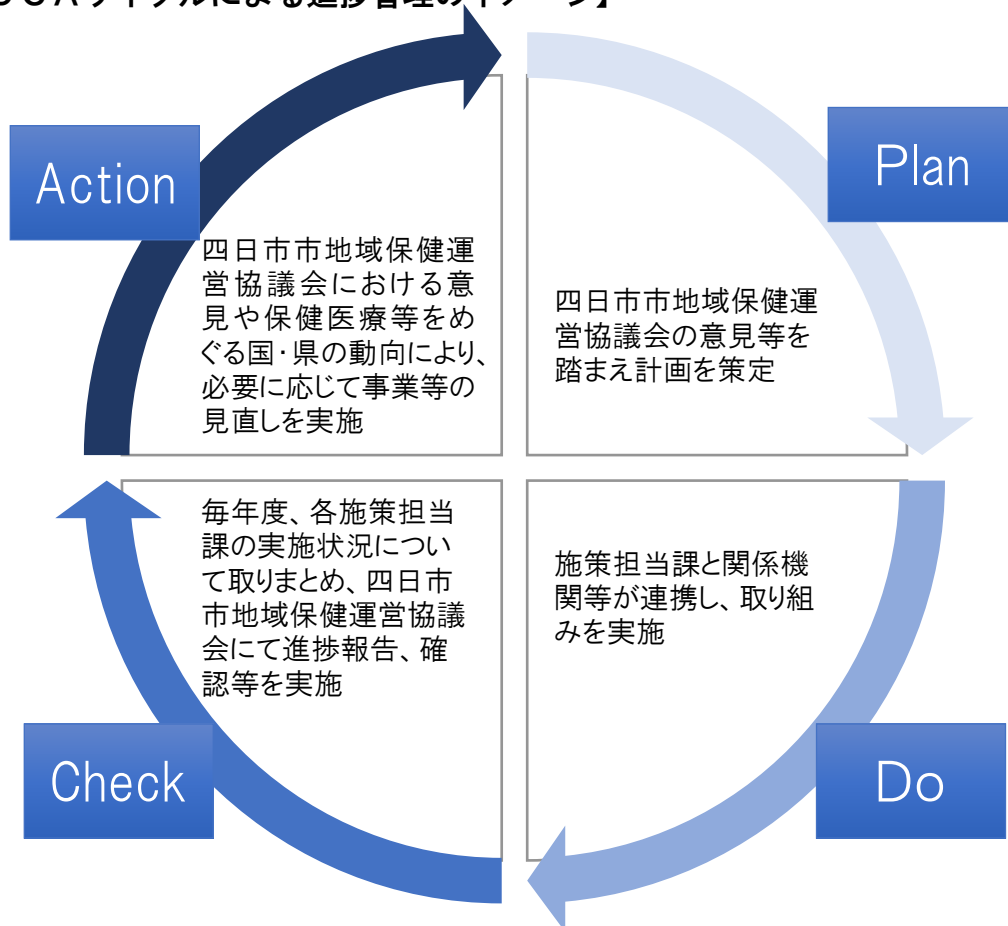
市として、市民一人ひとりへの情報提供等により、一人ひとりの健康意識の高揚に努めるとともに、身近な地域で主体的に取り組める仕組みや場の提供に努めます。

また、関係機関・団体等の連携した取り組みが円滑に進むよう、情報提供体制の強化とともに連携調整や協議・検討できる体制の充実・強化を図ります。

## 2. プランの進行管理

このプランに基づく施策を総合的・計画的に推進するため、毎年度、地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する四日市市地域保健運営協議会において指標等をもとに進捗状況を報告し、意見を伺い、計画的な進行管理と施策の改善を図っていきます。

### 【PDCAサイクルによる進捗管理のイメージ】







卷末

---

資 料



## 用語解説

用語	解説
<b>あ行</b>	
ID-Link	地域の医療機関等をインターネット回線で接続し、それぞれの施設が保有している診療情報の相互参照を可能とすることによって、医療連携を支援するサービスの1つ。
アプリ	アプリケーションの略で、スマートフォンやパソコンのシステム上で動くソフトウェアのこと。
一次救急医療	比較的軽症で、入院治療の必要がない人を対象にした救急医療。
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児を対象に健康診査を実施し、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。
医療・介護連携地域ケア会議	本市において、地域包括支援センターを核にした医療と介護関係者が話し合う会議。四日市医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション、等が「きた」「なか」「みなみ」の各ブロック会議に参加している。厚生労働省の「安心と希望の介護ビジョン」に記載された、医療職関係者と介護職関係者が同じチームの一員として個々の高齢者に最適なケアを提供するチーム・ケアの一層の推進、地域における最適な医療・介護の提供システムを議論するため、関係機関や団体が一同に会した「地域ケア推進会議」に相当するもの。
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保し、これらを使用することによる危害の発生を防ぐために必要な規制を定めるとともに、医薬品等の研究開発の促進のために必要な措置を講じ、保健衛生の向上を図ることを目的とした法律。かつては「薬事法」と呼ばれたが、平成26年の改正により現在の法律名となった。
医療法	医療の安全、医療機関の開設・管理と機能分担及び業務連携に係る事項を定め、医療を受ける人の利益の保護と良質かつ適切な医療提供体制の確保を図ることによって、国民の健康保持に寄与することを目的とした法律。
SNS	Social Networking Serviceの略で、インターネット上で人と人との社会的つながりを構築できるサービスのこと。
<b>か行</b>	
かかりつけ医	日常的な診療や健康管理等を行ってくれる身近な医師のこと。
感染症	病原体が生体内に侵入・増殖して引き起こす病気。インフルエンザ・赤痢（せきり）・マラリアなど伝染性のものと、破傷風・肺炎など非伝染性のものがある。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の発生を予防し、そのまん延を防止し、公衆衛生の向上と増進を図ることを目的とした法律。従来の「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」の3つの法律を統合し、平成10年に制定、平成11年に施行され、平成19年には「結核予防法」を統合した。

用語	解説
感染症発生動向調査（感染症サーベイランスシステム）	感染症法に基づき実施される調査で、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ確かな予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的とするもの。
危険ドラッグ	「合法ハーブ」「お香」とも呼ばれ、多幸感、快感等を高めるものとして販売されている製品を指し、覚せい剤や大麻に似せて作られた物質が添加されている。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途以外の用途に供するための製造、輸入、販売、授与、所持、購入又は販売若しくは授与の目的での貯蔵、若しくは陳列が禁止されている。
給食施設	営業以外の場合で、継続的に不特定又は多数の人に食品を供与する施設。給食を実施している保育所、学校、病院、福祉施設、事業所の社員食堂などが挙げられる。
給食等地産地消費者ディネーター	学校給食への地元産農産物の利用割合の拡大を図るため、生産者と給食献立担当者との連絡調整を行う人。市内の農業情勢に精通する、JAみえきたの職員に委嘱している。
行事食	祭事や伝統行事の際に出される料理のこと。正月のおせち料理や大晦日の年越しそばなどが有名だが、地域によって様々な行事食がある。
けし	けしの仲間には、法律で栽培が規制されているけしがある。ケシ科。高さ約1.5メートル。葉は白みを帯び、縁にぎざぎざがあり、基部は茎を包む。初夏、下を向いていたつぼみが上向き、大形の紅・紫・白色や絞りの4弁花を開く。種子は小さくて黒色、料理に用いる。白花の未熟の実からは阿片（あへん）の原料をとるが、日本では栽培などが厳しく制限されている。仲間にはヒナゲシ・オニゲシなどがある。
健康危機管理	感染症、食中毒、飲料水、医薬品、有害物質、その他何らかの原因により市民の生命、健康の安全を脅かす事態の発生予防対策並びに健康被害の拡大防止、医療体制の確保及び原因の究明等に関することをいう。
健康サポート薬局	厚生労働大臣が定める一定基準を満たしている薬局として、かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加えて、市販薬や健康食品に関することに加え、介護や食事・栄養摂取に関することを相談できる薬局のこと。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
健康増進法	国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的に平成14年8月に制定され、平成15年5月に施行された法律。
健康ボランティア	身近に生活習慣の改善や健康づくりの意識向上のための啓発、運動実践・食生活改善などを行うボランティア（ステキ健康サポーター、ヘルスリーダー、食生活改善推進員を指す）。
興行場	映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸、観せものを、人びとに見せたり聞かせたり

用語	解説
	する施設。
口腔ケア	口腔の疾病予防、健康保持・増進、リハビリテーションにより、生活の質（QOL）の向上をめざしたケアのこと。
誤嚥性肺炎	口から食道へ入るべきものが気管に入ってしまうことを誤嚥という。誤嚥性肺炎は、嚥下機能障害のため唾液や食べ物、あるいは胃液などと一緒に細菌を気道に誤って吸引することにより発症するもの。
子育てサロン	地域で地区市民センター等を活用して実施する子育て支援の集まりなど。
<b>さ行</b>	
在宅医	自宅での療養生活を送る患者に対し、定期的に訪問診療を行う医師。
在宅医療	通院が困難な患者や、自宅での療養を希望する患者に対する医療行為。医師が定期的に訪問し診療を行うほか、看護師の訪問看護などがある。
在宅医療ガイドブック	在宅医療や在宅での看取りについての理解を深めるとともに、在宅でどのような医療行為が可能であるか、またどのようなサービスが受けられるかなどを紹介し、在宅医療を行うための手引きとして活用されることを想定したもの。
3歳児健康診査	3歳児を対象に健康診査を実施し、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。
産後うつ	産後2～3週から半年頃に発症するうつ病。身体的には分娩前後の急激な内分泌変化が起こる一方、母親としての責任感と義務感の重圧に、精神的に追い詰められることによって発症すると考えられている。
自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもので、現在の大綱は、平成29年7月に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」を基本理念として閣議決定されたものである。
自殺対策基本法	自殺による死亡者数が高い水準で推移していることを受け、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して自殺対策に係る国や地方公共団体の責務を定めた法律。平成28年の改正により、「自殺対策は、生きることの包括的な支援」であるとし、県と市町に自殺対策計画の策定を義務付けることや県に地域自殺対策推進センターを置くことなどが示された。
収去（しゅうきょ）	食品衛生法及び食品表示法に基づき、食品衛生監視員が食品関係施設に立ち入り、試験検査を行うために必要最小量の食品や食品添加物を無償で採取すること。
食育基本法	食育に関して、基本理念を定め、国、市町村等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とした法律。平成17年に公布、施行された。
食品衛生法	食品の安全性を確保するために公衆衛生の見地から必要な規制などを講ずることで、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。食品営業のほか、食品、添加物、器具、容器包装等を対象

用語	解説
	に、飲食に関する衛生について規定している。また、違反食品や食中毒発生時には、被害の拡大防止のため、違反品の回収、廃棄や営業施設の禁止・停止等の処分についても定めている。
食品表示法	食品を摂取する際の安全性の確保と、消費者の合理的な食品選択の機会を確保するため、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を定めた法律。
新型インフルエンザ	季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
すくすくルーム	四日市市において、妊娠中から産後にかけての健康管理や、育児、発育・発達に関する相談窓口。保健師や看護師が常駐している。
健やか親子 21	関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画であり、21 世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの。現計画は、平成 27 年度にスタートした第 2 次計画である。
生活衛生施設	国民の日常生活に関係のある、理容所、美容所、クリーニング所、興行場、公衆浴場、旅館の施設。
精神保健福祉士	精神科病院などの医療機関や精神障害者の社会復帰を支援する施設において、社会復帰に関する相談に応じたり、日常生活に適應するための訓練や援助を行ったりする専門職。
<b>た行</b>	
耐性菌、耐性ウイルス	これまでは効いていた薬が効かなくなった菌、ウイルスのこと。
大麻	アサの別名。その葉や樹脂から製する麻薬。麻酔・鎮静・催眠・幻覚などの作用がある。日本では「大麻取締法」で規制されている。マリファナ。ハシシュ。
地域医療構想	「医療介護総合確保推進法」に基づき都道府県ごとに定められるもので、病床の機能分化と連携を進めるため、医療機能ごとの病床の必要量を定める。
地域完結型医療	地域の医療機関が役割を分担しつつ連携して医療を提供すること。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援の仕組みのこと。
地域包括ケア病棟（床）	急性期を経過し回復期にある患者が在宅療養生活に移行するまでの期間の受け入れ、あるいは在宅療養生活を送っている患者の緊急時の受け入れなど、入院と在宅療養とをつなぐ病棟（病床）のこと。
地域包括支援センター	「介護保険法」で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。各市区町村に設置される。
DV	ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や交際相手など、身近な人からの暴力のこと。
出前講座	行政全般にわたる施策や事業に関するメニューの中から、市民が知りたいと思う

用語	解説
	内容についての講座を選び、そのリクエストを受けて、指定された日時・場所に担当課の職員等が出向いて情報を提供する制度。
毒物、劇物	毒物及び劇物取締法によって規定される物質で、その取扱いを誤るとおよぼす危害が極めて大きいもの。化学工業の原料、試薬、農薬などが含まれる。
毒物及び劇物取締法	一般に流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を指定し、保健衛生上の見地から規制する法律。
と畜場法	と畜場の経営と、食用に供する獣畜の適正処理のために、公衆衛生の見地から必要な規制などを定めた法律。
<b>な行</b>	
二次救急医療	緊急な治療や入院を必要とする重症患者を対象とした救急医療。
認定こども園	保護者が働いている、いないに関わらず、就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を合わせ持つ施設として、都道府県知事から認定を受けた施設。
<b>は行</b>	
ハイリスク家庭	育児不安などさまざまな要因により保護者による子育てが困難になり、深刻な児童虐待につながるおそれが高い家庭のこと。
H A C C P (ハサップ)	原材料の受け入れから最終製品に至る各工程で発生しうる危害を分析し、その発生を防止するポイントを重要管理点として定め、重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品の安全性を確保する衛生管理手法のこと。
8020 (はちまるにいまる)	8020運動(はちまるにいまるうんどう)とは、満80歳で20本以上の歯を残そうとする運動のこと。厚生労働省や日本歯科医師会により推進されている。20本以上の歯を持つ高齢者はそれ未満の人に比べ、活動的で、寝たきりとなることも少ないなど多くの報告がされている。
早ね早おき朝ごはん	子どもの生活リズムの向上とそれを応援する社会の仕組みづくりを目指す国民運動。平成18年4月に、本運動に賛同する個人や団体(P T A、子ども会、青少年団体、スポーツ団体、文化関係団体、読書・食育推進団体、経済界等)の参加による「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立され、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動が全国展開されている。
パンダひろば	四日市市において、生後6か月までの乳児と家族に対し、親子どうしでの情報共有と交流の場を提供するもの。
P D C A サイクル	マネジメントサイクルの1つで、P (Plan : 計画)、D (Do : 実行)、C (Check : 評価)、A (Action : 改善) の段階により事業を効果的に管理するための手法。
訪問看護ステーション	自宅で療養する高齢者などに訪問看護サービスを提供する機関。高齢者の在宅ケアを支えるために平成4年、「老人保健法」を改正して制度化された看護師や保健師の開業制度。医師の指示のもとに行う治療介助や介護指導のほか、リハビリ指導などを行う。サービス担当者は保健師、看護師、准看護師ほか、理学療法士、作業療法士である。

用語	解説
保健所政令市	地方公共団体のうち、「地域保健法」第5条第1項の規定により、保健所を設置できる政令指定都市、中核市、及び政令で定める市をいう。
<b>ま行</b>	
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満に、高血糖・高血圧・脂質異常のうち2つ以上合併した状態をいう。
メンタルパートナー	三重県独自の名称で、自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人や悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人のこと。国ではゲートキーパーという名称で実施している。
<b>や行</b>	
薬物乱用	薬物とは薬を意味し、本来、薬は病気を治すために使用するものであるが、その目的以外のためにみだりに使用すること。乱用される主な薬物として、大麻・覚せい剤などがある。乱用するとやめられなくなり、また犯罪が引き起こされることもあり社会的な問題となっている。
よかプリコ	四日市市において、妊娠中から未就学児の子育て期の保護者を対象に、子育てに関する情報を入手しやすくしたスマートフォン向けのアプリケーション。
四日市アルコールと健康を考えるネットワーク	アルコールが関与する臓器障害及び関連する諸問題に対し、四日市地域の医療機関や職域及び地域の関係機関の連携のもとに、これらの領域に関する研究・情報交換を推進し、問題の共有と啓発等その他の成果の普及を推進するネットワーク。
四日市市在宅医療・介護連携支援センター	多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療・介護連携による地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供をめざすことを目的に設置したもので、介護保険の知識を有する看護師等を配置し、地域の医療・介護関係者、在宅介護支援センター・地域包括支援センター等からの相談を受け付けている。
四日市早期支援ネットワーク (YESnet)	四日市市教育委員会、四日市市保健所、こども未来部、精神科医療機関が連携協力し、統合失調症などの子どものこころの病気の予防・早期支援、より良い回復などをサポートするネットワーク。
四日市障害保健福祉圏域・こころのバリアフリー推進部会	四日市市、菟野町、朝日町、川越町の1市3町が属する四日市障害保健福祉圏域における地域自立支援協議会の1部会であり、精神保健、精神障害福祉にかかる取り組みや施策の検討を行っている。
<b>ら行</b>	
リスクコミュニケーション	あるリスクに関する情報を関係者間で共有し、意思疎通を図ろうとすること。
レジオネラ症	レジオネラ・ニューモフィラを代表とする細菌感染症。もともと環境中に存在する菌であるが、衛生管理が不十分な循環水を利用した風呂、噴水等の水景施設、ビル屋上に立つ冷却塔、ジャグジー、加湿器等などから発生する微小な水滴（エアゾル）を介してヒトに感染する。



## 付属統計資料

### (1) あらゆる世代が元気に暮らせる健康づくり

#### 1) 子どもの健やかな成長

##### ○出生の状況

出生率とは人口 1,000 人あたりの一年間の出生数の割合をいう。

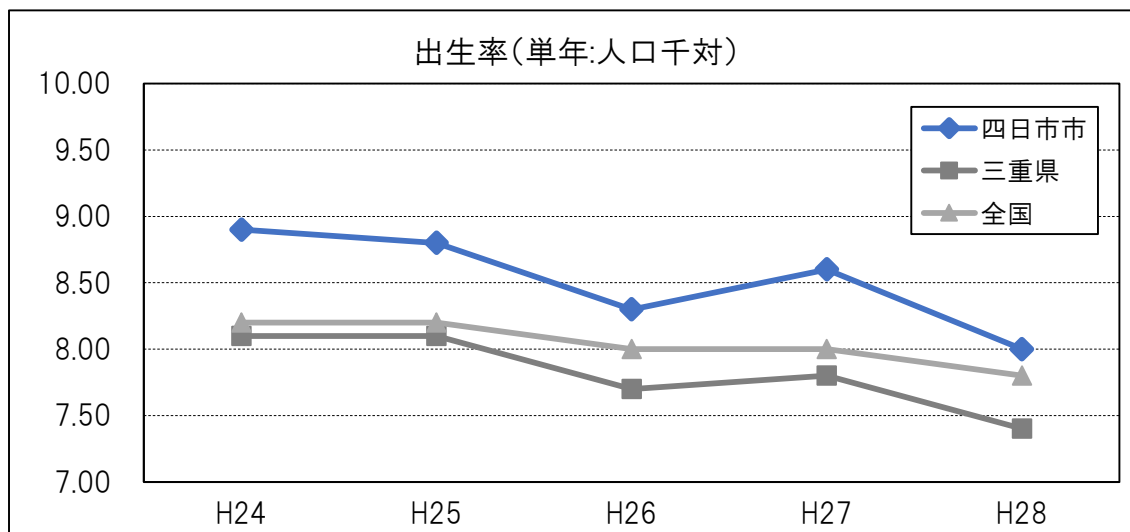
出生状況は国や県と同様に減少傾向にある。

##### ■出生率(単年:人口千対)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	
四日市市の出生数(人)	2,737	2,667	2,533	2,611	2,490	
四日市市の総人口(人)	313,915	313,317	312,734	312,539	312,182	
出生率 (人口千対)	四日市市	8.9	8.8	8.3	8.4	8.0
	三重県	8.1	8.1	7.7	7.8	7.4
	全国	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8

資料:市/四日市市「保健衛生事業の概要」

国、県/厚生労働省人口動態調査「人口動態統計」



### ○低出生体重児の出生状況

(出生数 100 に対する出生体重 2,500g 未満の児の数の割合をいう)

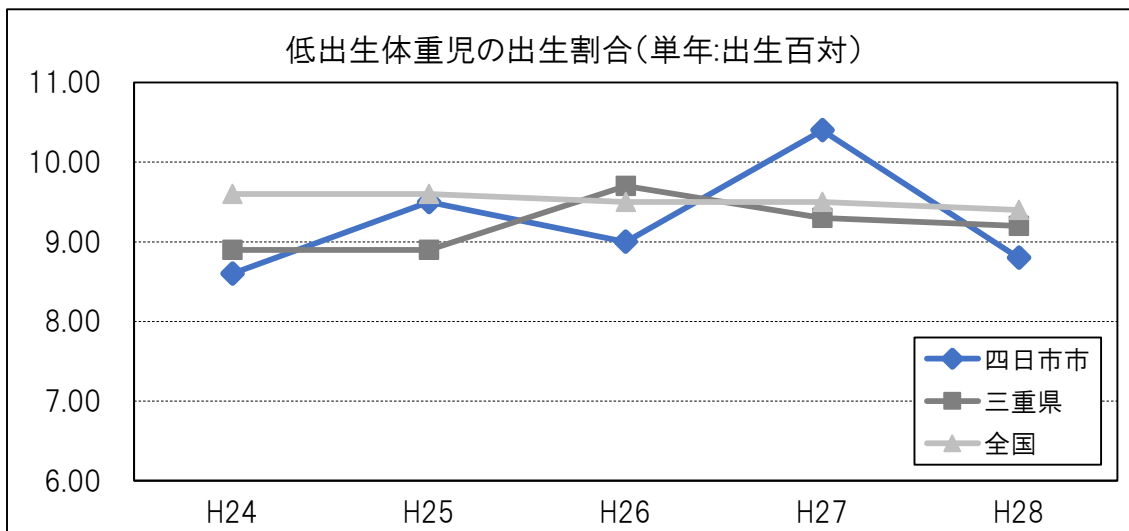
近年、出生数が減少している中で、出生体重が 2,500 グラム未満の低体重児の出生割合は増加傾向にある。

### ■低出生体重児の出生割合

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
四日市市の低出生体重児数(人)		236	262	234	281	220
四日市市の出生数(人)		2,737	2,667	2,533	2,611	2,490
低出生体重 児出生割合 (%)	四日市市	8.6	9.5	9.0	10.4	8.8
	三重県	8.9	8.9	9.7	9.3	9.2
	全国	9.6	9.6	9.5	9.5	9.4

資料：市／四日市市「保健衛生事業の概要」

国、県／厚生労働省人口動態調査「人口動態統計」



## ○四日市市における母子保健事業の実施状況

### (1) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳を交付し、出産までの経緯や児の成長を記録することを通して、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進を図る。

#### ■ 交付状況(件数)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
交 付 数	3,070	2,896	2,966	2,873	2,727

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」

### (2) 乳児一般健康診査

4か月児、10か月児を対象に、健康診査(医療機関に委託)を実施し、成長の確認とともに、障害を早期に発見し、適切な措置を行う(各1回実施)。

#### ■ 受診者数

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
4 か 月 児	対象者数(人)	2,816	2,759	2,590	2,685	2,601
	受診者数(人)	2,735	2,635	2,502	2,586	2,546
	受診率(%)	97.1	95.5	96.6	96.3	97.9
10 か 月 児	対象者数(人)	2,803	2,830	2,719	2,574	2,678
	受診者数(人)	2,567	2,564	2,504	2,355	2,411
	受診率(%)	91.6	90.6	92.1	91.5	90.0

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」

### (3) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児を対象に、健康診査を実施し、心身障害の進行を未然に防止するとともに生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。

#### ■ 受診者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対 象 者 数 ( 人 )	2,898	2,834	2,728	2,639	2,651
受 診 者 数 ( 人 )	2,797	2,802	2,640	2,569	2,574
経 過 観 察 者 数 ( 人 )	512	554	520	590	617
経 過 観 察 率 ( % )	18.3	19.8	19.7	23.0	24.0
受 診 率 ( % )	96.5	98.9	96.8	97.3	97.1

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」

#### (4) 3歳児健康診査

3歳児を対象に、健康診査を実施し、心身障害の進行を未然に防止するとともに生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。

##### ■受診者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象者数（人）	2,779	2,799	2,757	2,760	2,672
受診者数（人）	2,669	2,639	2,588	2,634	2,530
経過観察者数（人）	184	189	165	271	202
経過観察率（％）	6.9	7.1	6.4	10.3	8.0
受診率（％）	96.0	94.3	93.9	95.4	94.7

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」

##### ■う歯のない3歳児の割合

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
四日市市	82.6	85.5	84.7	85.0	85.1
三重県	78.8	80.1	81.4	81.5	
全国	80.9	82.1	82.3	83.0	

資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

※平成 28 年度国・県数値は未集計

##### ■乳幼児健康診査受診率の全国との比較

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
4 か月児 健康診査	四日市市	97.1	95.5	96.6	96.3	97.9
	全国 (3～5 か月児)	95.5	95.3	95.3	95.6	
10 か月児 健康診査	四日市市	91.6	90.6	92.1	91.5	90.0
	全国 (9～12か月児)	83.7	83.4	83.9	84.2	
1歳6か月児 健康診査	四日市市	96.5	98.9	96.8	97.3	97.1
	全国	94.8	94.9	95.5	95.7	
3 歳 児 健康診査	四日市市	96.0	94.3	93.9	95.4	94.7
	全国	92.8	92.9	94.1	94.3	

資料：「地域保健・健康増進事業報告」

四日市市「保健衛生事業の概要」

※平成 28 年度国・県数値は未集計

## (5) 育児相談

乳幼児を対象に、育児・栄養等に関する相談・指導を行い、発育発達支援及び育児支援を行う。

### ■ 育児相談の相談数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実 人 員 ( 人 )	617	653	563	556	401
乳 児	320	335	296	274	205
幼 児	297	318	267	282	196
延 人 員 ( 人 )	1,845	1,703	1,704	1,490	1,071
乳 児	961	810	734	777	476
幼 児	884	893	970	713	595

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」

※平成 28 年度から育児相談室すくすくルームを開設。平成 28 年度実績(延)：乳児 1,251 人、幼児 513 人

### ■ 児童虐待相談対応件数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
四 日 市 市	164	223	226	241	276
三 重 県	1,022	1,117	1,112	1,291	1,310
全 国	66,701	73,802	88,931	103,286	122,578

資料：国・県：厚生労働省 児童相談所における児童虐待相談対応件数、平成 28 年度国数値は速報値  
三重県数値は三重県健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課要保護児童・発達支援班  
市：家庭児童相談室における児童虐待相談対応件数

## (6) 妊産婦・乳幼児電話・来所相談

妊産婦又は乳幼児の保護者を対象に、母性又は乳幼児の健康保持及び増進のために、電話又は来所により、必要な指導助言を行う。随時対応。

### ■ 実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総 数 ( 人 )	13,016	11,604	11,895	14,624	13,691
来 所 相 談	699	672	848	925	1,338
電 話 相 談 ( 希 望 )	3,428	2,975	11,047	13,699	12,353
市 か ら の 電 話 で の 働 き かけ	8,889	7,957			

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」

## (7) 訪問指導

妊産婦又は乳幼児の保護者を対象に、母性又は乳幼児の健康保持及び増進のために、保健師又は助産師等が家庭訪問し、必要な指導助言を行う。

### ■実施状況

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
妊 婦	実 人 員	85	92	81	106	62
	延 人 員	97	97	89	119	79
産 婦	実 人 員	1,055	1,106	934	1,010	932
	延 人 員	1,308	1,404	1,228	1,284	1,200
新 生 児	実 人 員	129	170	188	168	177
	延 人 員	141	188	199	186	196
乳 児	実 人 員	3,258	2,976	2,819	2,956	3,264
	延 人 員	3,785	3,425	3,264	3,371	3,600
未 熟 児 ※	実 人 員	176	165	226	240	244
	延 人 員	216	165	226	240	433
幼 児	実 人 員	450	355	233	263	246
	延 人 員	826	573	386	462	408
そ の 他	実 人 員	10	6	12	8	5
	延 人 員	13	6	12	8	5
合 計	実 人 員	4,987	4,705	4,267	4,511	4,930
	延 人 員	6,170	5,693	5,178	5,430	5,921

※未熟児人員は、新生児人員及び乳児人員からの再掲

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」

## (8) こんにちは赤ちゃん訪問事業

おおむね生後 4 か月に達するまでの乳児がいる家庭を、保健師・助産師・看護師及び赤ちゃん訪問員が全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供に結びつける。

### ■実施状況

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
実 人 員(人)		2,740	2,622	2,586	2,749	2,613	
内 訳	市スタッフ	実 人 員	656	635	582	733	692
		継続支援者(再掲)	262	216	229	321	272
	こんにちは 赤ちゃん 訪問員	実 人 員	2,084	1,987	2,004	2,016	1,921
		継続支援者(再掲)	447	449	326	304	295

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」

### (9) 他機関における子育て支援事業への支援

保育所、幼稚園、子育て支援センター、児童館などの身近な育児の交流の場において、保健師が関係者や民生委員児童委員などと連携して育児支援をし、育児不安の解消を図る。

#### ■参加者数

	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	参加回数 (回)	利用者数 (人)	相談者数 (人)	参加回数 (回)	利用者数 (人)	相談者数 (人)	参加回数 (回)	利用者数 (人)	相談者数 (人)
保育園あそぼう会	28		186	35		207	37		237
幼稚園あそび会	18		141	23		149	22		102
子育て支援センター (保育所併設型)	22		341	23		157	22		128
子育て支援センター (単独型)	6		36	9		47	5		40
民生委員児童委員 主催等の遊ぼう会	2		6	2		7	1		5
依頼による教育	3	91	8	2	55	0	2	58	8
計	79	91	718	94	55	567	89	58	520

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」

### (10) 望ましい食習慣

生活リズム向上のために「早ね 早おき 朝ごはん」市民運動を、保護者と子どもの双方へ、継続して働きかけを行う。

#### ■毎日朝食を食べる小・中学生の割合(%)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学生(6年生)	96.4%	96.6%	96.4%	95.8%	96.6%
中学生(3年生)	94.5%	94.8%	93.7%	92.8%	94.3%

資料：青少年育成室

## 2) よりよい生活習慣の定着

### ○死亡の状況

#### ■主要死因別死亡者数・年齢調整死亡率

平成 27 年確定数

	男 (人)	女 (人)	計 (人)	割合 (%)	年齢調整死亡率 (人口 10 万対)※1
全死因	1,611	1,480	3,091	100	388.22
結核	2	1	3	0.1	0.28
悪性新生物	541	361	902	29.2	131.43
糖尿病	31	20	51	1.6	7.23
高血圧性疾患	2	10	12	0.4	1.03
心疾患	221	229	450	14.6	50.84
脳血管疾患	120	120	240	7.8	27.47
大動脈瘤及び解離	19	21	40	1.3	5.18
肺炎	133	124	257	8.3	20.06
慢性閉塞性肺疾患	24	3	27	0.9	3.04
肝疾患	15	17	32	1	5.26
腎不全	31	27	58	1.9	6.41
老衰	70	216	286	9.3	21.2
不慮の事故	64	45	109	3.5	16.54
自殺	37	21	58	1.9	15.43
交通事故	14	4	18	0.6	4.51
その他	287	261	548	17.7	

(※小数点第 2 位で四捨五入しているためパーセントの合計が 100.0%にならない場合があります)

※1:年間調整死亡率とは、年齢構成が著しく異なる人口集団の間での死亡率や、特定の年齢層に偏在する死因別死亡率などについて、その年齢構成の差を取り除いて比較する場合に用いるもの。これを標準化死亡率という場合もあります。基準人口としては昭和 60 年モデル人口を用いています。

$$\text{年齢調整死亡率(旧訂正死亡率)} = \frac{\left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{観察集団の各年齢} \\ \text{(年齢階級)の死亡率} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{基準人口のその年齢} \\ \text{(年齢階級)の人口} \end{array} \right] \right\}}{\text{基準人口の総和}} \text{の各年齢(年齢階級)の総和}$$

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

#### ■四日市市におけるがんの年齢別死亡数(平成 24 年～27 年の累計)

		29 歳 以下	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70 歳 以上	合計	60 歳未満(再掲)	
									数	総数に占める割合(%)
胃	男	0	0	3	10	73	199	285	13	4.6
	女	0	1	5	10	20	107	143	16	11.2
大腸	男	0	2	5	21	53	194	275	28	10.2
	女	0	1	9	13	38	158	219	23	10.5
肺	男	0	0	9	16	127	406	558	25	4.5
	女	0	0	2	14	23	140	179	16	8.9
子宮		0	6	4	9	16	23	58	19	32.8
乳		0	4	7	23	38	47	119	34	28.6

※大腸は、結腸、S 状結腸移行部及び直腸、結腸の計。肺は、気管、気管支及び肺の計。

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」



## ○検診の受診状況

■がん検診の受診率 (各年度、左欄は人数(人)、右欄は受診率(%))

		平成 27 年度		平成 28 年度	
胃がん	受診者	17,045	8.3%	16,786	11.1%
	69歳以下受診者	10,115		7,634	
	対象者	122,533		79,071	
大腸がん	受診者	20,186	10.3%	18,774	8.3%
	69歳以下受診者	12,615		10,614	
	対象者	122,533		128,039	
肺がん	受診者	11,179	4.9%	12,425	5.1%
	69歳以下受診者	6,026		6,478	
	対象者	122,533		128,039	
乳がん	受診者	7,539	17.3%	7,707	14.0%
	69歳以下受診者	5,721		5,755	
	対象者	61,453		63,430	
子宮がん	受診者	15,340	22.1%	15,068	20.1%
	69歳以下受診者	13,493		13,114	
	対象者	99,393		97,478	

計算式:がん検診対象者人口=(40歳以上の市町村人口)-(40歳以上の就業人口)+(農林水産業従事者)

※子宮がん検診・乳がん検診については、それぞれ20歳、40歳女性とし算出。

※子宮がん検診・乳がん検診の受診率については、厚生労働省の基準に基づき下記計算式にて算出。

受診率=(「前年度受診者数」+「当該年度受診者数」-「2年連続受診者数」)÷「当該年度対象者数」×100

※平成27年度より、地域保健報告における対象者が40～69歳(子宮頸がん検診は20～69歳)に変更。対象数は平成27年度は平成22年度国勢調査より算出。平成28年度～該当年度の4月1日の住民基本台帳の人数。受診率は、対象年齢に合わせた受診者数で算出。

※平成28年度より、地域保健報告における胃がん検診対象者が50～69歳に変更。胃内視鏡が対策型検診に追加。受診率については、下記計算式にて算出。

平成28年度 受診率=(「前年度受診者数(バリウム)」+「当該年度受診者数(バリウム+内視鏡)」-「2年連続受診者数(バリウム)」)÷「当該年度対象者数」×100

資料:健康づくり課

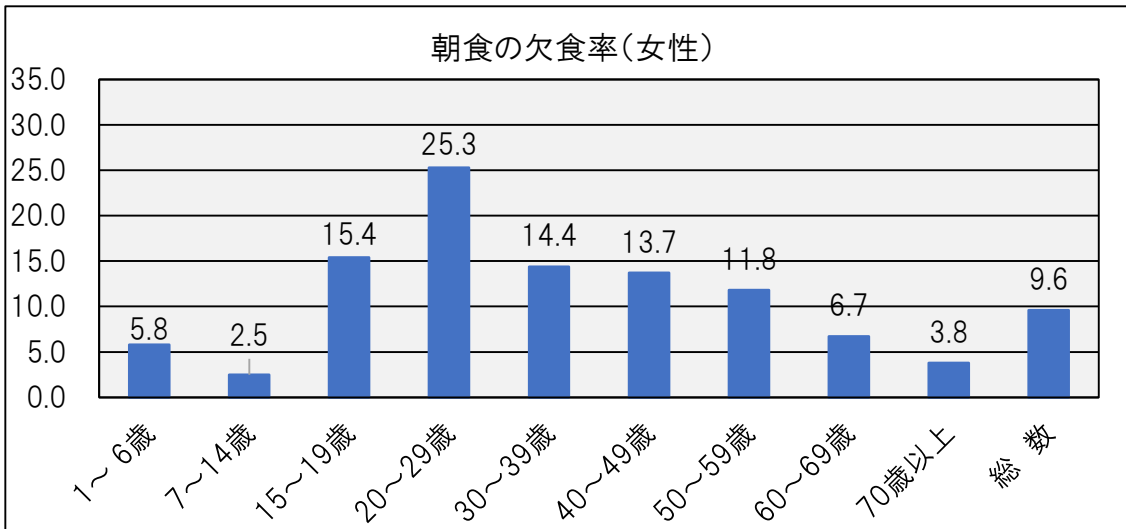
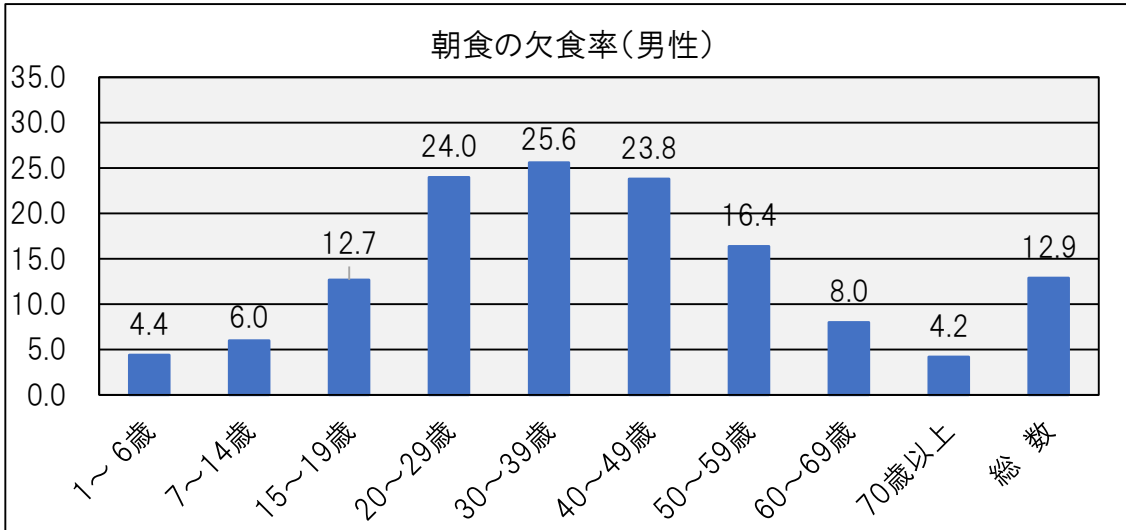
■さわやか歯科検診(歯周病検診)受診者数

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象者数(人)		17,125	17,346	17,145	15,821	14,584
受診者数(人)	40歳	214	208	272	268	259
	50歳	199	187	291	274	191
	60歳	210	196	236	237	260
	70歳	300	343	458	311	355
	合計	923	934	1,257	1,090	1,065
受診率(%)		5.4	5.4	7.3	6.9	7.3

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

## ○生活習慣の状況

### ■朝食の欠食率(年齢別)



資料:厚生労働省「平成27年国民健康・栄養調査結果」

## ○介護保険認定の状況

### ■要支援・要介護認定率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
要支援・要介護認定者数	11,443	12,382	12,591	12,737	13,134
認定率	16.5%	17.2%	16.8%	16.6%	16.9%

※認定率は要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数(65歳以上人口)で割ったもの。

資料:「第7次介護保険事業計画・第8次高齢者福祉計画」、四日市市統計資料(平成27年度)

### 3) こころの健康づくり

#### ○自殺の状況

##### ■自殺者数の推移

(単位:人)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
全 国	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703
三 重 県	367	387	339	349	282
四 日 市 市	67	60	52	63	41

資料:厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」(平成 24 年～平成 28 年)

##### ■自殺死亡率の推移

(人口 10 万人あたり)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
全 国	21.8	21.1	19.6	18.6	16.9
三 重 県	20.0	20.7	18.1	18.8	15.2
四 日 市 市	21.9	19.2	16.6	20.1	13.1

資料:厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」(平成 24 年～平成 28 年)

##### ■自殺死亡者における自殺未遂歴の有無 (四日市市)

(単位:人)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
あ り	23	13	17	17	7
な し	19	22	29	32	33
不 詳	25	25	6	14	1

資料:厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」(平成 24 年～平成 28 年)

##### ■自殺者数の年代構成比(%) 平成 24 年から平成 28 年の 5 年累計

	20 歳 未 満	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 79 歳	80 歳 以 上
全 国	2.2%	10.4%	13.3%	16.9%	16.6%	17.2%	13.8%	9.7%
三 重 県	2.4%	10.2%	13.5%	17.2%	16.8%	16.3%	13.1%	10.5%
四 日 市 市	2.8%	9.2%	12.7%	21.6%	14.1%	18.0%	12.7%	8.8%

資料:厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」(平成 24 年～平成 28 年)

##### ■年齢階級別自殺死亡率の推移(四日市市)

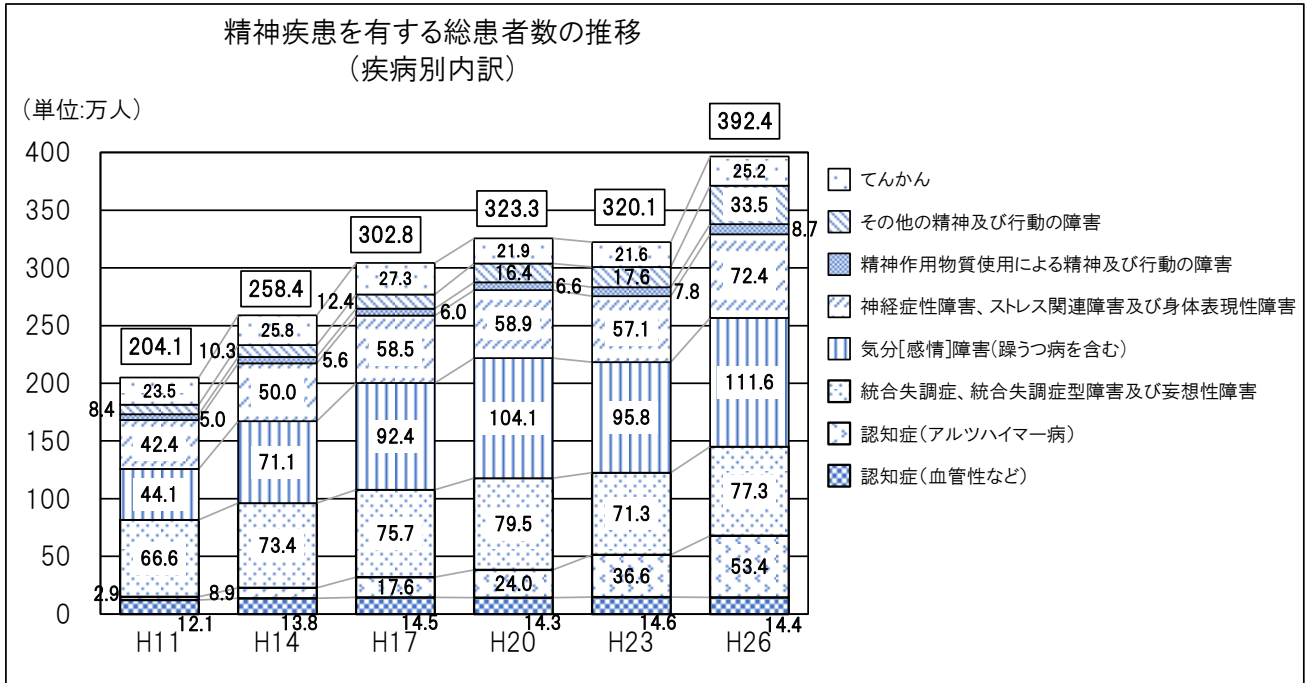
(人口 10 万人あたり)

	20 歳 未 満	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 79 歳	80 歳 以 上
平成 24 年	3.3	17.3	24.6	30.4	24.9	28.0	31.7	16.6
平成 25 年	3.4	14.7	21.0	23.3	24.8	37.9	21.5	5.3
平成 26 年	1.7	15.0	14.5	22.8	19.0	19.4	11.9	50.4
平成 27 年	3.4	18.0	25.1	28.8	18.5	19.6	20.9	43.6
平成 28 年	1.7	12.1	0.0	22.1	21.2	17.0	24.4	9.2
5 年平均	2.7	15.4	17.0	25.5	21.7	24.4	22.1	25.0

資料:厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」(平成 24 年～平成 28 年)

## ○全国の精神疾患患者の状況

精神疾患により医療機関にかかっている患者数は、大幅に増加しており、平成 26 年には 392.4 万人にのぼっている。内訳としては、多いものから、うつ病、統合失調症、不安障害などとなっており、最近の傾向として、うつ病や認知症などの著しい増加が見られる。



資料:厚生労働省「患者調査」

## ○講座・研修等の状況

### ■メンタルパートナー研修受講者数の推移

(単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
受講者数	1,508	1,076	996	633	843

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

### ■こころの健康講座等参加人数の推移(四日市市)

(単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
参加人数	102	44	89	116	127

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

#### 4) 心身をはぐくむ食生活の推進

##### ○学校における食育の状況

###### ■学校給食における地産地消の割合(食材数ベース)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
地産地消の割合(%)	37.8%	42.2%	44.4%	42.2%	51.1%

資料:教育委員会学校教育課

###### ■栄養教諭が関わった食育の授業の実施回数(2回以上授業を行った学校数)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校 (校)	34/40	39/39	38/38	38/38	57/60
中学校 (校)	12/22	13/22	14/23	19/23	

資料:「第2次学校教育ビジョン」

## (2) 安心して暮らせる地域医療の体制づくり

### 1) 在宅医療・介護連携の推進

#### ○医療従事者の状況

##### (1) 医師の状況

三重県の医療施設従事医師数は、平成 26 年末現在 3,783 人で、人口 10 万人あたり 207.3 人で、全国平均の 233.6 人を下回っている。

四日市市を見ると、652 人で、人口 10 万人あたり 208.5 人となり、県平均より若干上回っている。

#### ■医療施設従事医師数

(単位：人)

区分	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
全 国	263,540	271,897	280,431	288,850	296,845
三 重 県	3,332	3,422	3,525	3,631	3,783
四日市市	564	588	609	628	652

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

##### (2) 歯科医師の状況

三重県の歯科医師数は、平成 26 年末現在 1,156 人で、人口 10 万人あたり 63.3 人で、全国平均の 79.4 人を下回っている。

四日市市を見ると、205 人で、人口 10 万人あたり 65.6 人となり、県平均より若干上回っている。

#### ■医療施設従事歯科医師数

(単位：人)

区分	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
全 国	94,593	96,674	98,723	99,659	100,965
三 重 県	1,085	1,116	1,096	1,134	1,156
四日市市	184	202	205	198	205

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

### (3) 薬剤師の状況

三重県の就業薬剤師数は、平成 26 年末現在 2,663 人、人口 10 万人あたりの薬剤師数は 145.9 人で、全国平均の 170.0 人を下回っている。

四日市市を見ると、476 人で、人口 10 万人あたり 152.2 人となり、県平均より若干上回っている。

#### ■医療施設従事薬剤師数

(単位:人)

区分	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
全 国	174,218	186,052	197,616	205,716	216,077
三 重 県	2,178	2,344	2,465	2,496	2,663
四日市市	415	428	462	464	476

資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

### (4) 看護職員の状況

三重県における看護職員の数は、平成 26 年末現在、助産師 386 人、看護師 14,895 人、准看護師 5,184 人、人口 10 万人あたり助産師 21.2 人、看護師 818.9 人、准看護師 285.0 人となっている。

全国平均の助産師 26.7 人、看護師 855.2 人、准看護師 267.7 人に比べ、助産師、看護師は下回っているが、准看護師は上回っている。

四日市市を見ると、助産師 83 人、看護師 2,486 人、准看護師 729 人、人口 10 万人あたり助産師 26.5 人、看護師 795.0 人、准看護師 233.1 人となり、県平均より助産師は上回っているものの、看護師、准看護師は下回っている。

#### ■就業助産師数

(単位:人)

区分	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
全 国	25,775	27,789	29,672	31,835	33,956
三 重 県	254	298	297	359	386
四日市市	50	64	52	75	83

#### ■就業看護師数

(単位:人)

区分	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
全 国	811,972	877,182	952,723	1,015,744	1,086,779
三 重 県	10,891	11,928	13,016	14,095	14,895
四日市市	1,957	2,175	2,217	2,330	2,486

#### ■就業准看護師数

(単位:人)

区分	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
全 国	382,149	375,042	368,148	357,777	340,153
三 重 県	5,864	5,869	5,713	5,599	5,184
四日市市	1,087	1,023	836	784	729

資料:衛生行政報告例(各年末現在)

※保健所管轄ごとの統計であるため、平成 18 年、20 年の四日市市については三重郡 3 町分を含み、平成 22 年度以降は、四日市市だけの統計である。

※三重県の値は、業務従事者届の追加提出等により、厚生労働省の公表値と一致しない場合がある。

○医療機関の状況（数の推移、病床数）

■四日市市における医務施設数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
病 院	13	13	13	13	13
一 般 診 療 所	267	268	273	274	271
歯 科 診 療 所	152	153	150	149	150
歯 科 技 工 所	43	42	42	40	42
助 産 所	4	3	3	3	3
施 術 所	245	252	258	263	269
合 計	724	731	739	742	748

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」

■四日市市における病院及び許可病床数

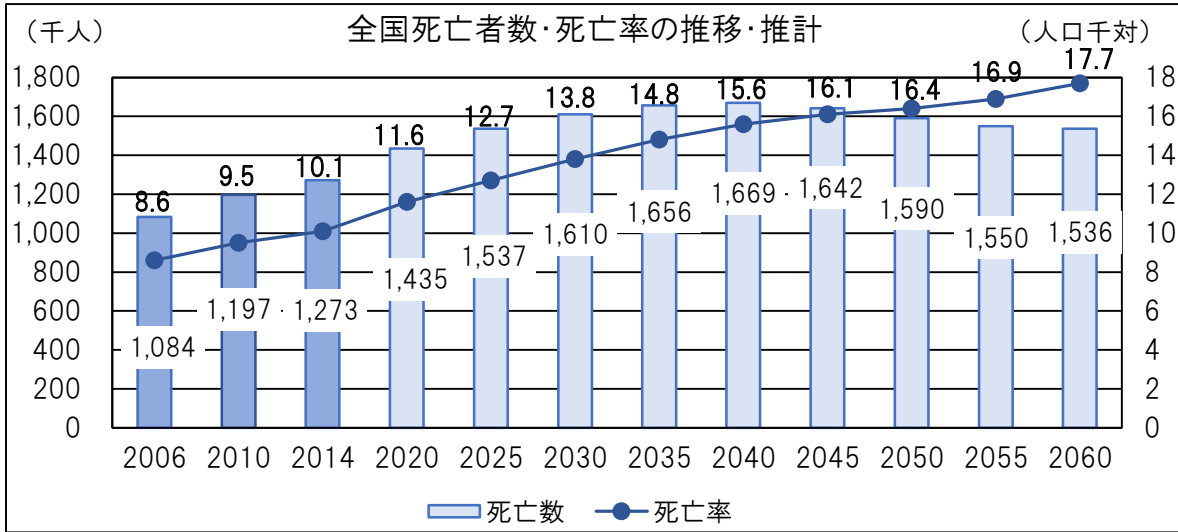
	許可病床数					
	一 般	療 養	精 神	結 核	感 染	総 数
三重県立総合医療センター	439	—	—	—	4	443
市立四日市病院	566	—	—	—	2	568
四日市社会保険病院	235	—	—	—	—	235
みたき総合病院	86	88	—	—	—	174
主体会病院	105	123	—	—	—	228
小山田記念温泉病院	222	155	—	—	—	377
二宮病院	—	38	—	—	—	38
富田浜病院	60	85	—	—	—	145
総合心療センターひなが	—	—	555	—	—	555
山中胃腸科病院	48	45	—	—	—	93
石田胃腸科病院	38	—	—	—	—	38
水沢病院	—	38	196	—	—	234
四日市青洲病院	—	30	—	—	—	30
四日市市計	1,799	602	751	—	6	3,158

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」



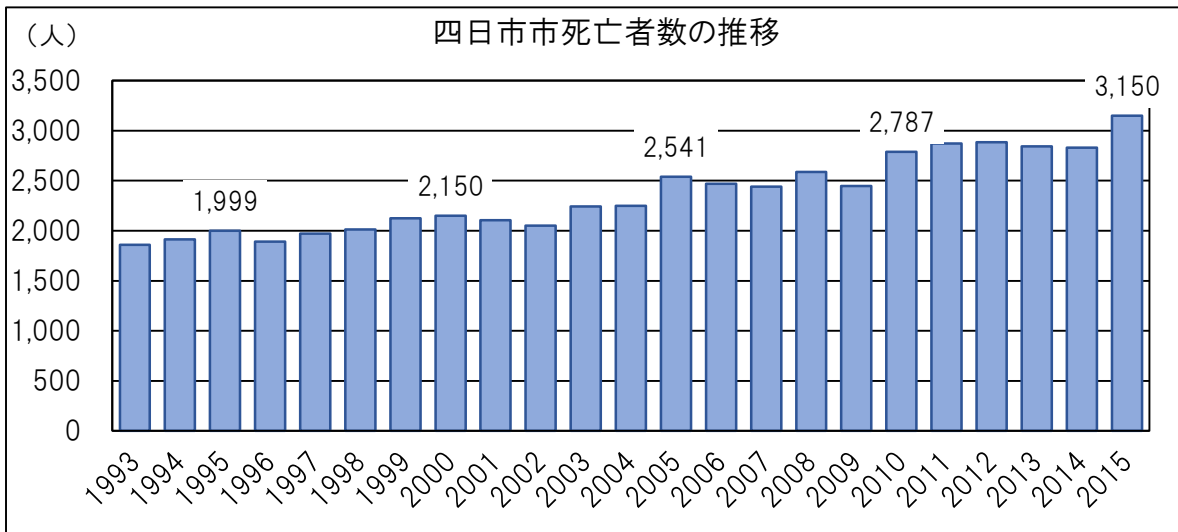
## ○死亡者数の推移・推計

### ■全国死亡者数の推移・推計



資料:2006年、2010年、2014年は人口動態統計による出生数及び死亡数(いずれも日本人)。2015年以降は「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果(日本における外国人を含む)

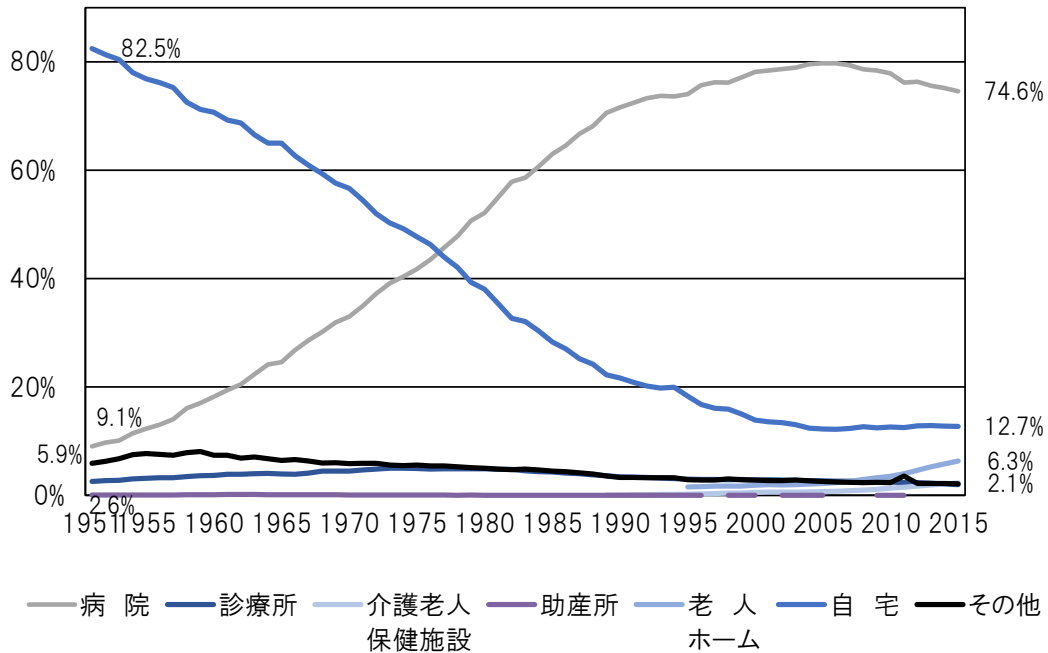
### ■四日市市死亡者数の推移



資料:総務課「四日市市市政概要」

**○我が国における「死亡の場所」の推移**

死亡の場所別にみた死亡数構成割合の年次推移

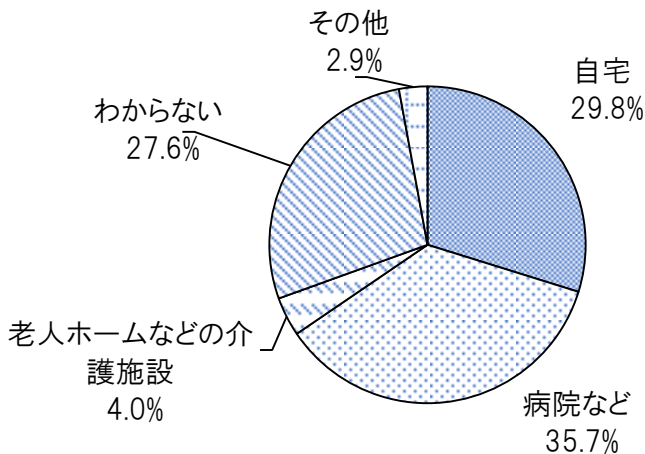


資料:厚生労働省「人口動態調査」(平成 27 年)

※平成 6 年(1994 年)までは、老人ホームでの死亡は自宅又はその他に含まれている。

**○看取りに関する市民意識**

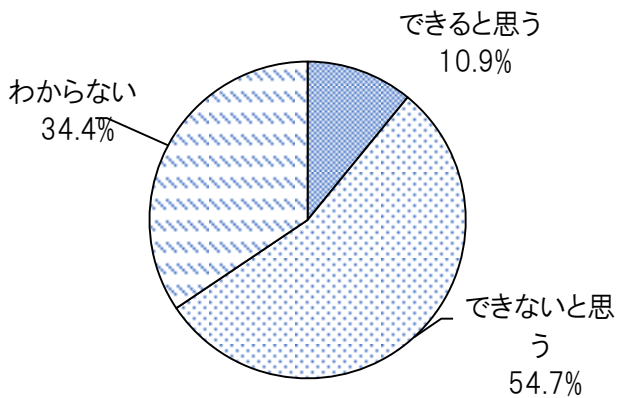
■希望する看取りの場所【40 歳～64 歳の市民への設問】



※小数点第2位で四捨五入しているため、パーセントの合計が 100.0%にならない場合があります。

資料:四日市市「若年者調査結果」(平成 28 年度)

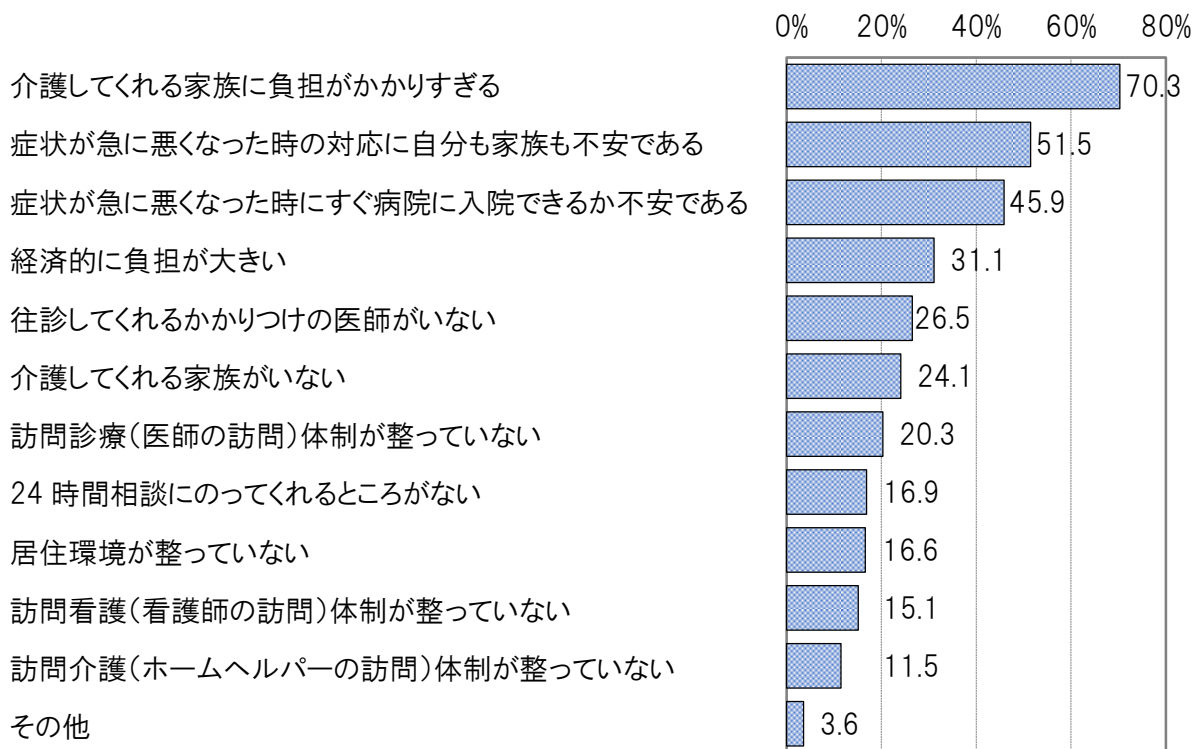
■ 自宅で最期まで療養できると思うか【65 歳以上の市民への設問】



※小数点第2位で四捨五入しているため、パーセントの合計が 100.0%にならない場合があります。

資料: 四日市市「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(平成 28 年度)

■ 自宅で最期まで療養できないと思う理由【65 歳以上の市民への設問】



資料: 四日市市「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(平成 28 年度)

## 2) 医療の安全・救急医療・災害時医療

### ○四日市市における医療機関への立入検査の実施状況

#### ■医療機関への立入検査実施数・実施率

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
病院(毎年実施)	対象数(件)	13	13	13	13	13
	実施数(件)	13	13	13	13	13
	実施率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
診療所(5年に1度実施)	対象数(件)	※408	※411	※416	※416	※413
	実施数(件)	82	82	81	82	83
	実施率(%)	20.1	20.0	19.5	19.7	20.0

※開設施設中、休止施設除く。

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

### ○四日市市応急診療所、四日市市歯科医療センター受診状況

#### (1) 四日市市応急診療所

診療科目	診療時間
内科・小児科	日曜日・祝(休)日 午前 10 時～午後 4 時(正午～午後1時は昼休み) 年未年始(12月31日、1月1日、1月2日、1月3日)
耳鼻咽喉科	日曜日 午前 10 時～午後 4 時(正午～午後1時は昼休み) ※年未年始は休診

#### ■利用者数

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
患者数 (人)	内 科	1,306	1,343	1,468	1,332	1,442
	小 児 科	1,869	2,065	2,019	1,997	1,936
	耳 鼻 咽 喉 科	369	406	444	451	379
	合 計	3,544	3,814	3,931	3,780	3,757
1日平均(人) ( )は診療日数		49.92 人 (71 日)	53.72 人 (71 日)	56.16 人 (70 日)	54.00 人 (70 日)	53.67 人 (70 日)

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

(2) 四日市市歯科医療センター

診療科目	診療受付時間
休日歯科診療	年末年始(12月30日、12月31日、1月1日、1月2日) 午前9時～午前11時30分
障害者(児)診療	●火・木曜日 午後1時30分～午後4時30分 ●おおむね月2回日曜日 午前9時30分～午後0時30分(祝・休日と12月28日～1月3日を除く) ※予約制

■利用者数

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
休日診療	診療実日数(日)	4	4	4	4	4	
	受診者数(人)	66	55	47	49	55	
	1日平均(人)	16.50	13.80	11.80	12.30	13.80	
障害者診療	診療実日数(日)	90	90	90	90	90	
	受診者数(人)	延 数	1,164	1,205	1,155	1,192	1,341
		新患再掲	376	437	486	588	673
	1日平均(人)	12.9	13.4	12.8	13.2	14.9	
※障害者診療日に応急患者の受入件数		4人(4日)	6人(5日)	0人(0日)	2人(2日)	4人(4日)	

※障害者診療日(日曜日等)に応急処置希望者の受診があった場合、対応可能な範囲で診療を実施。

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

### (3) 安全に過ごせる生活環境づくり

#### 1) 感染症対策の推進

##### ○四日市市における全数報告

##### ■感染症の発生状況

(単位:件)

病名		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一類・二類(結核以外)感染症の発生なし						
三類 感染症	腸管出血性大腸菌感染症	16	11	9	4	7
	細菌性赤痢	1	—	—	—	—
四類 感染症	E型肝炎	—	1	—	1	—
	ツツガムシ病	—	2	—	—	1
	デング熱	1	1	—	2	—
	レジオネラ症	1	4	5	5	6
五類 感染症	アメーバ赤痢	1	—	—	2	5
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	—	1	—	1	1
	後天性免疫不全症候群	6	6	4	1	1
	梅毒	4	5	1	7	8
	侵襲性インフルエンザ菌感染症 ※	—	2	1	2	1
	侵襲性肺炎球菌感染症 ※	—	9	5	9	12
	急性脳炎	1	—	1	—	—
	麻疹	—	—	1	—	4
	水痘(入院例に限る)	—	—	1	—	—
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 ※	—	—	2	7	2
	ウイルス性肝炎(A型肝炎及びE型肝炎除く)	—	—	—	—	1
	播種性クリプトコックス症	—	—	—	—	1
	破傷風	—	1	—	—	—
	風しん	13	25	—	—	—
	先天性風しん症候群	—	1	—	—	—

※侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症は、平成25年4月1日より届出対象。

※平成26年9月19日付で、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症が対象疾患に新たに追加。

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

##### ■行政検査実施状況

(腸管出血性大腸菌感染症・細菌性赤痢・ノロウイルス以外は、三重県保健環境研究所にて実施)(延件数)

病名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
腸管出血性大腸菌感染症	58	46	29	18	36
麻疹	2	2	—	—	6
先天性風しん症候群	—	1	—	—	—
ツツガムシ病(日本紅斑熱)	—	—	—	—	—
マラリア	2	—	—	—	—
細菌性赤痢	8	—	—	—	1
コレラ	—	—	—	1	—
ノロウイルス	10	—	8	—	6

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

## ○四日市市における結核検診の状況

■定期診断及び定期外診断実施状況・平成28年度

(単位:人)

対象別	区分	実施者数	ツベルクリン 反応検査		※1 血液検査 (QFT検査・T-SPOT検査)		間接撮影 (直接撮影)	
			受診者数	感染者数	受診者数	感染者数	受診者数	患者発見数
定期	総数	28,703	/	/	/	/	4,441 (24,238)	9
	事業所	13,494	/	/	/	/	1,100 (12,370)	5
	学校	4,736	/	/	/	/	3,142 (1,594)	0
	施設	1,702	/	/	/	/	199 (1,503)	0
	一般住民	8,771	/	/	/	/	0 (8,771)	4
接触者	総数	153	7	1	104	2	(38)	1
	患者家族	65	1	0	38	0	(26)	1
	その他	88	6	1	66	2	(12)	0
	管理検診	34	/	/	/	/	(34)	0

※1 結核菌に感染しているかどうかを調べる検査

■新登録患者数・罹患率の推移

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
新登録患者数(人)		43(13)	54(22)	34(6)	41(9)	46(10)
罹患率 (人口10万対)	四日市市	13.7	17.2	11.1	13.2	14.8
	全国	16.7	16.1	15.4	14.4	13.9
	三重県	13.7	13.0	13.0	13.4	13.3

※新登録患者のうち、潜在性結核感染症除く。( )は、感染性肺結核の再掲。

資料:厚生労働省「結核登録者情報調査年報」

## ○特定感染症(HIV, B型肝炎, C型肝炎, 梅毒)検査・相談

■相談件数

(単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数	518	589	557	488	462

※相談件数は検査受診時での相談含む

資料:保健予防課

■検査実施数

(単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
HIV	389 (123)	438 (136)	437 (120)	404 (111)	346 (77)
B型肝炎	386	432	433	394	340
C型肝炎	388	434	435	396	342
梅毒	381	430	429	393	337

※( )は夜間検査件数(再掲) ※B型肝炎・C型肝炎検査:保健所での検査実施分

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

## 2) 食の安全対策の推進

### ○食品営業・届出施設の監視指導状況

#### ■業種別監視指導件数(許可業種)

業 種	項 目	平成 26 年度 監視数 (件)	平成 27 年度 監視数 (件)	平成 28 年度 監視数 (件)	平成 28 年度 施設数 (件)
飲 食 店 営 業		1,257	1,283	1,443	3,390
喫 茶 店 営 業		71	64	89	650
菓 子 製 造 業		175	185	233	402
あ ん 類 製 造 業		0	0	0	2
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		31	36	53	70
乳 製 品 製 造 業		1	1	2	3
乳 類 販 売 業		149	217	201	441
食 肉 処 理 業		12	49	16	33
食 肉 販 売 業		141	281	186	349
食 肉 製 品 製 造 業		5	7	5	4
魚 介 類 販 売 業		193	252	262	368
魚 介 類 せ り 売 営 業		4	2	0	3
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		0	1	1	1
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業		18	20	13	28
清 涼 飲 料 水 製 造 業		1	2	1	7
氷 雪 製 造 業		3	3	0	4
氷 雪 販 売 業		0	1	0	7
食 用 油 脂 製 造 業		2	2	4	5
み そ 製 造 業		0	3	0	9
醬 油 製 造 業		0	2	0	5
ソ ー ス 類 製 造 業		1	2	1	6
酒 類 製 造 業		1	1	1	7
豆 腐 製 造 業		5	7	3	6
め ん 類 製 造 業		10	13	8	25
そ う ざ い 製 造 業		27	28	33	52
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業		1	5	0	18
添 加 物 製 造 業		5	3	5	29
合 計		2,113	2,470	2,560	5,924

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」



■業種別監視指導件数(届出業種)

業 種 \ 項 目		平成 26 年度 監視数 (件)	平成 27 年度 監視数 (件)	平成 28 年度 監視数 (件)	平成 28 年度 施設数 (件)
給 食	学 校	27	24	27	34
	病 院 ・ 診 療 所	19	14	13	45
	事 業 所	1	7	0	49
	そ の 他	48	98	43	168
食 品 製 造 業		31	45	39	337
野 菜 ・ 果 物 販 売 業		88	120	93	—
そ う ざ い 販 売 業		76	121	95	—
菓 子 販 売 業		77	125	100	—
食 品 販 売 業		87	130	98	—
添 加 物 製 造 業		0	2	2	6
お も ち や 販 売 業		6	0	0	—
合 計		460	686	510	639

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

## ○食品等の収去検査実施状況

### ■乳以外の食品

分類	項目	平 28 年度 収去検体数 (件)	規格基準 違反件数 (件)	表示 違反件数 (件)	市指標 不適件数 (件)	平 27 年度 収去検体数 (件)	平 26 年度 収去検体数 (件)
魚	介 類	8	0	0	1	10	9
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	3
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	4
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	3
魚	介 類 加 工 品 (かん詰・びん詰を除く。)	14	0	0	0	11	14
肉	卵 類 及 び そ の 加 工 品 (かん詰・びん詰を除く。)	16	0	0	0	18	15
乳	製 品	1	0	0	0	0	0
穀	類 及 び そ の 加 工 品 (かん詰・びん詰を除く。)	21	0	0	1	21	22
野	菜・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	35	0	0	0	50	52
菓	子 類	34	0	0	5	37	55
清	涼 飲 料 水	6	0	0	0	2	2
かん	詰・びん詰食品	7	0	0	0	7	9
そ	の 他 の 食 品	162	0	2	2	150	128
器	具 及 び 容 器 包 装	3	0	0	0	3	3
合 計		307	0	2	9	309	319

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

### ■乳

分類	項目	平成 28 年度 収去検体数 (件)	規格基準 違反件数 (件)	表示 違反件数 (件)	平成 27 年度 収去検体数 (件)	平成 26 年度 収去検体数 (件)
牛	乳	2	0	0	2	2
合 計		2	0	0	2	2

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

## ○食品関連苦情検査実施状況

### ■年度別検査実施数

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
検 体 数	92	161	152	68	98
検 査 実 施 項 目 数	916	1,113	1,359	589	1,496

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」

## ○食肉検査実施状況

### ■年度別と畜検査頭数

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
牛*	5,284	5,348	5,209	4,780	4,571
豚	83,897	89,005	83,784	86,864	90,286

\*牛には1歳未満の子牛(とく)が含まれる

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」

### ■食肉安全対策微生物検査(検体数)

検査項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
腸管出血性大腸菌O157	102	107	107	107	107
サルモネラ	193	201	209	186	183
一般細菌数	307	317	339	307	307
大腸菌群数	307	317	339	307	307
合 計	909	942	994	907	904

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」

### ■食肉残留有害物質検査(検体数)

検査項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
抗 生 物 質	425	421	460	490	451
合 成 抗 菌 剤	27	27	27	27	27
テトラサイクリン類	27	27	27	27	27
内 部 寄 生 虫 薬	25	25	25	26	26
農 薬	5	5	0	0	0
合 計	509	505	539	570	531

資料：四日市市「保健衛生事業の概要」

### 3) 生活衛生対策・動物愛護・薬物対策の推進

#### ○獣医務衛生の実施状況

開業獣医師の協力を得て、畜犬登録・狂犬病予防注射及び犬の捕獲等を行い、狂犬病の発生予防に努めた(犬の登録事務及び狂犬病予防注射関係事務は、平成 22 年度より衛生指導課が行っている)。

また、三重県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物による人への危害防止、動物取扱業の監視指導、動物の適正飼養の普及・啓発に努めた。

#### ■畜犬登録及び狂犬病予防注射実施状況

(単位:頭)

	登 録 数			注 射 頭 数		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
登 録 頭 数	20,942	20,787	20,386			
新 規 登 録 数	1,299	1,279	1,239			
総 注 射 頭 数				14,897	14,891	14,492
集 合 注 射 頭 数				1,863	1,685	1,584
家 庭 注 射 頭 数				13,034	13,206	12,908

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

#### ■犬及び猫の捕獲・引取・処分状況

(単位:頭)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
犬	捕 獲 頭 数	65	54	61	58	47
	引 取 頭 数	56	44	31	33	36
	返 還 頭 数	72	76	62	58	51
	処 分 頭 数	44	20	11	7	7
	譲 渡 頭 数	5	2	19	26	25
猫	引 取 頭 数	337	326	183	239	118
	返 還 頭 数	3	3	1	1	5
	処 分 頭 数	322	322	175	204	77
	譲 渡 頭 数	12	1	7	34	36

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

■畜犬及び猫の苦情・問い合わせ状況

(単位:件)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
放し飼いについて	54	38	53	72	61
飼い犬等引取について	217	157	149	158	141
糞尿公害について	111	80	90	108	126
死亡犬・猫収容依頼について	165	111	120	162	93
鳴き声公害について	97	27	59	42	22
負傷犬・猫保護依頼について	60	55	52	56	59
咬傷事故に関すること	43	43	52	26	28
犬登録・狂犬病予防注射について	1,186	1,067	1,131	1,058	1,329
野犬等捕獲依頼について	108	97	77	120	60
犬猫等譲渡について	132	113	149	185	149
失踪・拾得犬・猫照会について	835	624	730	567	600
その他	748	716	715	785	850
総数	3,756	3,128	3,377	3,339	3,518

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

■動物取扱業届出数及び監視状況(平成 28 年度)

	総施設数								計
		販売	保管	貸出	訓練	展示	譲渡飼養	競りあつせん	
登録数	78	48	44	1	7	3	1	0	104
監視数	24	18	14	1	2	1	0	0	36

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

■動物による咬傷事故状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
犬	12	13	19	14	11
犬以外	0	0	0	0	0

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」

## ○四日市市における薬物乱用防止運動の実施状況

### (1) 不正大麻・けし撲滅運動 ◇運動期間:4月1日～6月30日

大麻、けしの不正栽培及び自生大麻・けしを撲滅するため、市民に対しポスター、リーフレット(厚生労働省編、けし・大麻の見分け方)による啓発を図るとともに、その発見に努めた。

管内における自生けしの発見は114箇所、88,053本あり、除去焼却した。

### (2) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ◇運動期間:6月20日～7月19日

国連決議による「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」に合わせて、薬物乱用防止啓発運動を実施した。

◇運動期間:平成28年6月20日～7月19日

◇街頭キャンペーン :四日市市立県小学校 平成28年6月19日

四日市市立県小学校にて地域住民と連携し、薬物乱用防止キャラバンカー、麻薬探知犬の模擬演技、乱用薬物に関するパネルコーナーを設け、啓発活動を実施した。

◇啓発者数:760人

### (3) 薬物乱用防止教室の推進

薬物乱用防止教室講師の資質向上のため、薬物乱用防止指導員、啓発団体、教職員等を対象に研修会を行った。

◇「薬物乱用防止セミナー」:平成28年9月29日 参加者:84人

◇「薬物乱用防止講話」:平成29年1月19日 参加者:71人

薬物乱用防止教室を希望する市内小学校から大学生に対して教育委員会と連携し学校薬剤師、ライオンズクラブ等を講師として派遣を行った。また、各種講習会や薬物乱用防止教室における職員による薬物乱用防止啓発など行った。

◇「薬物乱用防止教室への講師派遣」:16件

◇「各種講習会における薬物乱用防止啓発」:42件

### (4) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動 ◇運動期間:10月1日～11月30日

四日市一番街～近鉄四日市駅北口ふれあいモール間を四日市市消防本部音楽隊の演奏する薬物乱用防止啓発ソングに合わせ行進し、「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。」を合言葉に啓発資材の配布を行った。

◇街頭啓発:平成28年10月2日 参加者:98人 啓発者数:1,500人

近鉄四日市駅北口・ふれあいモールにおいて啓発資材の配布を行った。

◇街頭啓発:平成28年10月20日 参加者7名 啓発者数:1,000人

CTY「ちゃんねるよっかいち」において、街頭啓発の様子を含めた薬物乱用防止番組を作成し啓発を行った。また、FMよっかいち「わいわい人探訪」において薬物乱用防止啓発放送を行った。年間を通し、市施設での電光掲示板、健康だより、地域でのお知らせ等日本語のみならずポルトガル語等も含め啓発を行った。

## ○けし除去実績の推移

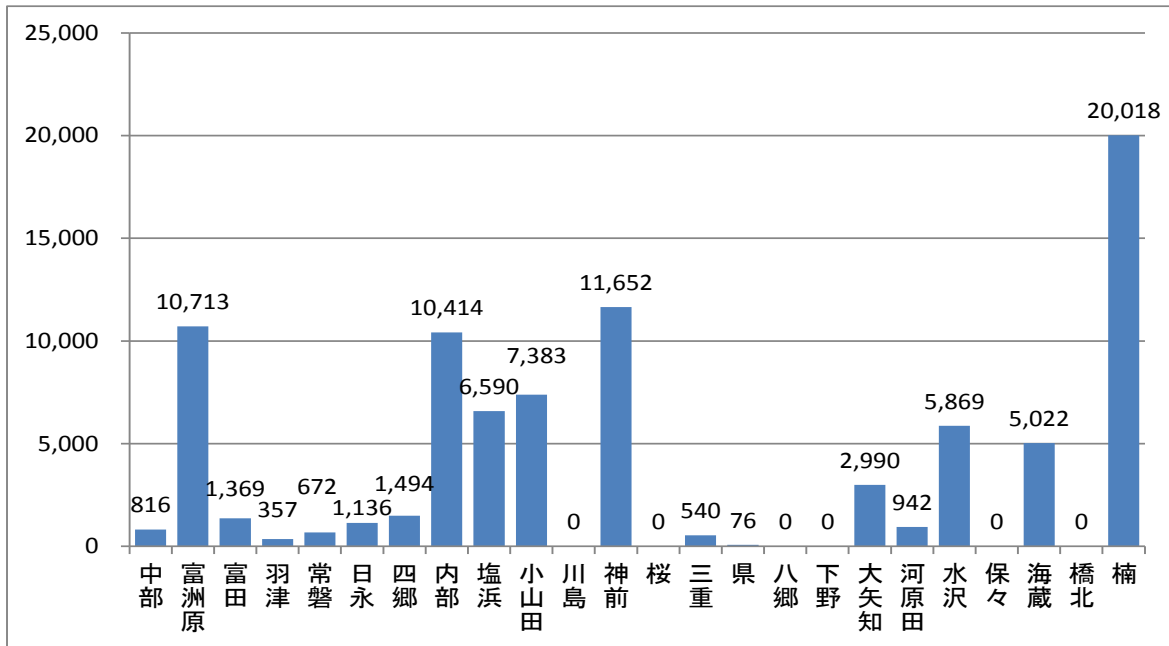
### ■けし除去実績の推移

(単位:本)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
四日市市保健所	62,659	41,963	75,527	40,796	88,053

資料:衛生指導課

### ■地区別けし除去実績 平成 28 年度自生けし地区別除去本数 (合計 88,053 本) (単位:本)



資料:衛生指導課

○薬に関する法律に基づく施設の状況

■四日市市における薬に関する法律に基づく施設数及び監視数(平成 28 年度)

業 種		事 項	許可・届出数	平成 28 年度 監視数
医 薬 品	薬 局		146	98
	薬 局 製 造 医 薬 品 製 造 業		11	5
	薬 局 製 造 販 売 業		11	5
	店 舗 販 売 業		53	39
	業 務 上 取 り 扱 う 施 設			23
医薬部外品	販 売 業			144
	業 務 上 取 り 扱 う 施 設			23
化粧品	販 売 業			114
	業 務 上 取 り 扱 う 施 設			10
医療機器	販 売 業	高度管理医療機器等	128	59
		管理医療機器	788	169
		一般医療機器		166
	貸 与 業	高度管理医療機器等	76	37
		管理医療機器	49	60
		一般医療機器		63
	業 務 上 取 り 扱 う 施 設			23
毒物劇物	一 般 販 売 業		200	83
	農 業 用 品 目 販 売 業		37	13
	特 定 品 目 販 売 業		4	2
	業 務 上 取 扱 者	電 気 メ ッ キ	2	1
		運 送 業	14	11
	非 届 出 業 務 上 取 扱 者			59
麻 薬	小 売 業			80
	病 院			17
	一 般 診 療 所			2
	家 畜 診 療 所			0
覚せい剤原料	薬 局			98
	病 院 / 診 療 所 / 家 畜 診 療 所			19
総 数			1,518	1,423

資料:四日市市「保健衛生事業の概要」





## 第2次四日市市保健医療推進プラン

平成30(2018)年3月

四日市市 健康福祉部 健康福祉課

〒510 - 8601 四日市市諏訪町1番5号

電話:059 - 354 - 8281

FAX:059 - 359 - 0288

Eメール: [kenkoufukushi@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:kenkoufukushi@city.yokkaichi.mie.jp)



